

令和6年用（令和6年1月～令和6年12月入所）

【認可】

保育施設利用申込みのご案内

- 新たに認可保育施設を利用したい保護者の方へ
- 利用している認可保育施設を変更したい保護者の方へ

本書には、墨田区の認可保育施設を利用するために必要な手続き等が書かれています。利用申込みをする前に必ずお読みください。

また、本書には、区立認可保育施設における民間活力の導入により、増加・多様化する保育ニーズへの的確な対応と継続的・安定的な保育サービスの提供を目的とした「墨田区保育所等整備計画」の概要も記載（P20）していますので、併せてお読みください。



◎墨田区では令和6年1月入所申込みから、転出転入を伴う認可保育施設利用申込みに関する運用を変更し、希望する保育施設がある自治体に直接申込みを行うこととなります。詳しくはP14、P15をご覧ください。

※転出・転入を伴わない認可保育施設の申込み（在勤者としての申込みなど）については、従来どおり住民票のある自治体に必要書類を提出してください。

◎電子申請や郵送による認可保育施設の利用申込みができます。窓口の混雑緩和のため、電子申請や郵送による申込みにご協力ください。詳しくはP34をご覧ください。

※電子申請で認可保育施設の利用申込みをする場合は、必要書類を写真（画像）又はPDFファイル形式に変換し提出してください。



墨田区福祉事務所 子ども施設課入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20（区役所4階）

TEL 03-5608-6152（直通） FAX 03-5608-6404

墨田区ホームページ

「初めて保活をする方へ（保育施設の利用申込みから入所までの流れ）」について、QRコードよりご参照ください。⇒

保育園・認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所・認証保育所等の情報を紹介



目次

1. 申込みできる認可保育施設、クラス年齢	2
(1) 申込みできる認可保育施設.....	2
(2) 申込みができる方.....	3
(3) 令和6年度（令和6年4月入所）クラス年齢.....	3
2. 保育の必要性の認定について	3
(1) 認定の内容.....	3
(2) 保育が必要な事由.....	4
(3) 保育の必要量.....	4
(4) 申請方法.....	4
(5) 支給認定証の発行.....	4
3. 申込みから入所までの流れ	5
4. 入所(転所)の申込みについて	6
(1) 申込場所.....	6
(2) 郵送での申込み.....	6
(3) 電子申請での申込み.....	6
(4) 申込締切日.....	7
5. 出生前申込みについて	8
(1) 出生前申込みの対象児童.....	8
(2) 申込締切日.....	8
(3) 出生前申込みに必要な手続き.....	8
(4) 出生前申込みの流れ.....	9
6. 居宅訪問型保育事業(医療的ケア対応)について	10
7. 申込みの時に必要な書類	11
8. マイナンバー(個人番号)の提供および本人確認について	13
9. 申込み後変更があった場合	13
10. 墨田区外にお住まいの方が墨田区内の認可保育施設を希望する場合	14
(1) 申込みの条件.....	14
(2) 必要書類.....	14
(3) 転入後の手続き(転入予定での申込みの場合).....	14
11. 墨田区内にお住まいの方が墨田区外の認可保育施設を希望する場合	15
12. 産前・産後休暇、育児休業取得中の方へ	16
(1) 産前・産後休暇、育児休業取得中の方の申込みに係る注意事項.....	16
(2) 産前・産後休暇、育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項.....	16
13. 認可保育園	17
(1) 認可保育園とは.....	17
(2) 区内認可保育園・幼保連携型認定こども園一覧.....	17
14. 認定こども園	21
(1) 認定こども園とは.....	21
(2) 区内幼保連携型認定こども園一覧.....	21
15. 小規模保育事業所	22
(1) 小規模保育事業所とは.....	22
(2) 区内小規模保育事業所一覧.....	22
16. 家庭的保育事業所(保育ママ)	23
(1) 家庭的保育事業所(保育ママ)とは.....	23
(2) 家庭的保育事業所(保育ママ)一覧.....	24
17. 墨田区利用調整基準(選考基準)	25
(1) 基準指数.....	25
(2) 調整指数.....	26
(3) 優先順位.....	27
18. よくあるご質問	28
19. 内定や入所・転所の辞退	30
20. 認可保育施設を利用できる期間	30
21. 保育料(利用者負担額)	31
(1) 保育料の決定と支払いについて.....	31
(2) 保育料の決定と支払いに必要な書類.....	31
(3) 所得割額の算定について.....	32
(4) 幼児教育・保育無償化について.....	32
(5) 保育所等利用多子世帯負担軽減事業について.....	32
(6) 保育料(利用者負担額)徴収基準額表.....	33
22. 公立・公設民営認可保育園の延長保育	34
23. 電子申請ができる手続一覧	34
24. 保活に関する相談・問合せ先(保育コンシェルジュ)	35
25. 子育てに関する問合せ先	35
26. その他の保育サービスのご案内	36
(1) 認証保育所.....	36
(2) 定期利用保育.....	36
(3) 認可外保育施設.....	36
(4) 病児・病後児保育.....	37

1. 申込みできる認可保育施設、クラス年齢

(1) 申込みできる認可保育施設

施設区分		内容	対象 クラス年齢	基本 開所時間	延長 保育	参照	
認可保育施設	認可保育園	国が定めた設置基準（施設の内容や人員の配置など）に基づき、都知事に認可された施設です。通常保育料（利用者負担額）は、公立・私立・公設民営・公私連携型（民設民営）いずれも同額です。	0～5歳 ※各施設により異なります。	午前7時15分～午後6時15分	一部有り	P17～19	
	認定こども園	保育所と幼稚園両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。	0～5歳	午前7時15分～午後6時15分	一部有り	P21	
	地域型保育事業	小規模保育事業所	子ども・子育て支援に関する制度に基づき、墨田区独自の基準により認可される地域型保育事業です。6人～19人の定員で、2歳児クラスまでのお子様を対象になります。	0～2歳 ※各施設により異なります。	午前7時15分～午後6時15分	一部有り	P22
		家庭的保育事業所（保育ママ）	区が認可した家庭的保育事業者の自宅等で保育する制度です。家庭的な雰囲気を活かした保育を実施しています。5人以下の定員で、2歳児クラスまでのお子様を対象になります。	0～2歳	午前8時30分～午後5時のうち8時間	時間外保育一部有り	P23～24
		居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）	医療的ケアが必要な疾病、障害等により集団保育が困難なお子様を対象に、お子様の居宅において保育者による1対1の保育を行う事業です。	1～5歳 ※0歳児は 応相談	午前8時～午後6時のうち8時間	なし	P10

※ 0歳児クラスの受入可能月齢は、認可保育施設によって異なり、一部の認可保育園・小規模保育事業所には0歳児クラスがありません。1歳児以上のクラスについても、一部の認可保育施設にはクラスが存在しない年齢があります。詳しくは、P17～24に記載した各保育施設の認可定員をご参照ください。



← [保護者向け認可保育施設情報一覧（おむつ・寝具等取扱い）はこちら](#)



← [墨田区認可保育施設の園マップ・園ガイドはこちら](#)

(2) 申込みができる方

保育が必要な事由（P4 参照）に該当し、家庭で保育をすることができない場合、利用申込みができます。また、申込みができる方は、原則として墨田区に住民票がある方です。墨田区外に転出した場合、申込みは取下げになります。ただし、墨田区に住民票がない方でも、墨田区に転入予定がある場合、又は保護者どちらかの勤務地が墨田区にある場合等、申込みできる場合があります（P14 参照）。詳しくは子ども施設課入園係までお問合せください。

- ※ 各認可保育施設の募集定員を超えた申込みがあった場合、すぐには入所できないことがあります。
- ※ 同じ月に2か所以上の認可保育施設に在園することはできません。
- ※ 認可保育施設に入所できるのは、原則、集団保育が可能な児童ですが、医療的ケアが必要なお子様を対象とした保育事業もあります。詳しくは、P10「6. 居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）」をご参照ください。また、特別な支援が必要なお子さまについては、事前に子ども施設課入園係にご相談ください。

(3) 令和6年度（令和6年4月入所）クラス年齢

4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生 年 月 日
0 歳	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日以降
1 歳	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日～令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
2 歳	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日～令和 4 年（2022 年）4 月 1 日
3 歳	令和 2 年（2020 年）4 月 2 日～令和 3 年（2021 年）4 月 1 日
4 歳	平成 31 年（2019 年）4 月 2 日～令和 2 年（2020 年）4 月 1 日
5 歳	平成 30 年（2018 年）4 月 2 日～平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援に関する制度では、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、居宅訪問型保育事業、幼稚園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定（以下、「認定」と表記）」を申請していただく必要があります。

(1) 認定の内容

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	保育	
1号認定	満3歳～就学前	教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳～就学前	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、認定こども園、居宅訪問型保育事業
3号認定	0歳～満3歳未満	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、居宅訪問型保育事業

※ 認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入所をお約束するものではありません。

(2) 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、以下のいずれかに該当する必要があります。

- | | | |
|--|--------|-----------------|
| ◇就労（月48時間以上の就労） | ◇妊娠、出産 | ◇病気、負傷又は障害 |
| ◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護（月48時間以上の介護、看護） | | |
| ◇災害復旧活動 | ◇求職活動 | ◇就学（月48時間以上の就学） |
| ◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である | | |
| ◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 | | |
| ◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合 | | |

(3) 保育の必要量

2号認定、3号認定を受ける場合、保育の必要量に応じて「標準時間保育」「短時間保育」の利用区分に分けられます。

保育必要量の区分	保育時間
標準時間保育	午前7時15分～午後6時15分まで（1日最長11時間利用可能）
短時間保育	午前9時～午後5時まで（1日最長8時間利用可能） ※ 家庭的保育事業所（保育ママ）は短時間保育のみとなります。また、各保育ママで利用可能時間が異なります。（P23～24参照）

保育の必要量は、保育が必要な事由に応じてそれぞれの家庭の実態で設定されます。

保育が必要な事由	保育必要量の区分
就労/妊娠・出産/疾病・障害/ 介護・看護/災害復旧/就学/ 虐待・DV	標準時間保育（最長11時間） 又は短時間保育（最長8時間） ※ 就労の場合、保護者のうち就労時間（勤務の拘束時間＋通勤時間）が短い方で認定します。
求職活動/育児休業（保育利用中の子どもの継続利用）	短時間保育（最長8時間）

(4) 申請方法

- 認可保育施設の入所申込みの際、教育・保育給付認定申請書兼保育施設（入所・転所）申込書（P11参照）により申請していただきます。なお、4月（一次）の入所申込み時の希望保育施設数は7か所（2歳児クラス及び3歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設からの卒園に伴う転所申込みの場合は9か所）まで希望可能です。4月（一次）の入所申込み以外については、希望保育施設数に制限はありません。

(5) 支給認定証の発行

- 認定された方には「支給認定証」（以下、認定証）を発行します。
- 保育施設の4月（一次）入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、認定証は2月上旬頃に送付する予定です。
- 5月入所以降の申込みについては、利用調整（選考）の結果と同時期に認定証を送付する予定です。

3. 申込みから入所までの流れ

入所の申込み

入所を希望する月の締切日（P7 参照）までに、申込書類を提出してください。
認可保育施設入所申込みと同時に、保育の必要性の認定申請をしていただきます。
（教育・保育給付認定申請書兼保育施設（入所・転所）申込書を提出していただきます。）

書類審査・調査

提出された書類により、審査を行います。
必要に応じて職場やご自宅にお電話する場合があります。

保育の必要性の認定

保育必要性の有無、認定区分、保育必要量等を判定し、認定します。

利用調整（選考）会議（毎月 15 日ごろ）

P25～27 の利用調整基準に従い、指数の高い世帯から利用調整を行います。

内定した
場合

入所内定

内定者には電話で連絡します。
（4 月入所（一次）のみ 2 月上旬頃文書で通知します。）
※電話でのお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。

面接・健康診断

- ・面接日時は保育施設から直接連絡があります。
- ・内定した入所日（毎月 1 日）の前日までに面接等ができないときや、面接等で集団保育可能と認められないときは、内定が取り消されます。
- ・内定後、速やかに「保育料の決定に必要な書類」と「口座振替依頼書」をご提出ください。（詳しくは P31～32 参照）

入所決定

内定しなかった場合

入所希望月（希望する最初の月）のみ 保育所入所保留通知書を送付します。
（4 月入所（一次）の結果は、内定の有無にかかわらず 2 月上旬頃通知します。）

内定しな
かった
場合

☆ 一度提出していただいた申込書は、令和 6 年 12 月入所分まで有効です。

- ・入所希望月の翌月以降に希望保育施設に募集が出た場合、利用調整（選考）会議にかけられます。
- ・結果は、内定者のみ 電話で連絡します。

希望施設の変更

毎月 1 日に翌月の募集数を区のホームページで公開します。

希望施設を変更したい場合は、各月の締切日までに、「希望認可保育施設（希望園）変更届」を子ども施設課入園係にご提出していただくか、電子申請（※事前登録が必要です。）をしてください。P34 の申請用 QR コードをご参照ください。

※電話・FAX による希望認可保育施設の追加・変更はできません。



← 例月用募集数の確認は
こちら

4. 入所(転所)の申込みについて

必要書類(P11~13参照)は事前に確認し、全てそろえてからお申込みください。

(1) 申込場所

子ども施設課入園係(区役所4階): 平日午前8時30分から午後5時まで
(水曜日は午後7時まで)

※ 4月(一次)入所の申込みは、受付場所や時間が異なります。ご注意ください。

(2) 郵送での申込み

特定記録郵便又は簡易書留で各郵送締切日までに送付してください。(消印有効)

送付先: 〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区福祉事務所 子ども施設課入園係

(3) 電子申請での申込み

政府が運営するオンラインサービスである、「マイナポータル ぴったりサービス」から電子申請が可能です。各電子申請締切日(P7参照)までに申請してください。

利用には、マイナンバーカード・パソコン(ICカードリーダーを含む)又はスマートフォン(一部機種のみ)が必要です。利用方法の詳細については、マイナポータル内のぴったりサービスをご確認ください。

転出・転入を伴わない認可保育施設の利用申込み(在勤者としての申込みなど)については、住民票のある自治体に必要書類を提出するため、電子申請による申込みはできません。

ご利用の際は、P34「23.電子申請ができる手続一覧」をご参照ください。

※ 電子申請で認可保育施設の利用申込みをする場合は、必要書類を写真(画像)又はPDFファイル形式に変換し提出してください。

※ 24時間いつでも申請することが可能ですが、システム管理のため一時的に利用できない場合があります。

○郵送・電子申請による申込みの流れについて

申込必要書類の準備

- 令和6年用「【認可】保育施設利用申込みのご案内」のP11~13を参照して必要書類をそろえてください。
- マイナンバーに係る確認書類のコピーの添付を忘れずしてください(電子申請の場合は不要)。

申込書類の郵送

- 郵送申込みの場合は、特定記録郵便又は簡易書留で送付してください。

【郵送先】

〒130-8640
墨田区吾妻橋
1-23-20
墨田区福祉事務所
子ども施設課入園係

- 令和6年1月~4月(一次)入所の郵送申込みの締切日は令和5年12月1日(金)です。(※消印有効)

「受理票」と「お申込みされた方へ」の到着

- 区で申込書類を受理後、1週間程度で「受理票」と「お申込みされた方へ」をご自宅に郵送します。記入誤りや書類不備などがある場合は、電話連絡や「受理票」に記載して連絡させていただきます。
- 区から郵送する「お申込みされた方へ」は必ず全てお読みください。

(4) 申込締切日

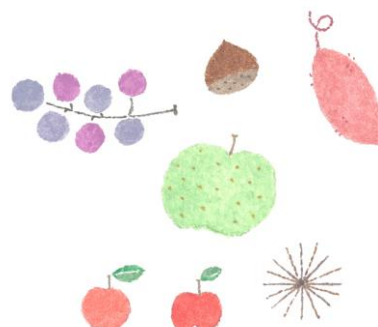
入所は毎月 1 日からとなります。月の途中からの入所・転所はできません。

入所月	締切日	郵送・電子申請締切日	入所月	締切日	郵送・電子申請締切日	入所月	締切日	郵送・電子申請締切日
1月	12月8日(金)	12月1日(金)	5月	4月10日(水)	4月3日(水)	9月	8月9日(金)	8月2日(金)
2月			6月	5月10日(金)	5月3日(金)	10月	9月10日(火)	9月3日(火)
3月			7月	6月10日(月)	6月3日(月)	11月	10月10日(木)	10月3日(木)
4月	12月8日(金) (一次)	12月1日(金) (一次)	8月	7月10日(水)	7月3日(水)	12月	11月8日(金)	11月1日(金)
	2月26日(月) (二次)	2月19日(月) (二次)						

※ 令和6年4月入所の申込み期間は、令和5年11月22日(水)～12月8日(金)です。

■注意事項■

- 入所児童本人の育児休業を取得しながら在園することはできません。入所月の翌月1日までに復職ができない場合、退園となります。保育が必要な事由(P4参照)に該当しない場合については、子ども施設課入園係までご相談ください。
- 4月(一次)の利用調整において、転所希望で内定した場合、内定を辞退しても転所前の認可保育施設に戻ることはできません。内定した時点で、転所前の保育施設には、別の希望者が内定します。十分ご検討のうえ、お申込みください。
- 転所の申込みは、入所申込みと同じ手続きが必要となります。なお、転所の申込みができるのは、施設に通い始めてからとなります。
- 申込みを取り下げるときは、すみやかにご連絡ください。
- 区外にお住まいの方で、保護者が墨田区在勤者の場合、0～2歳児クラスは令和6年5～12月入所のみ申込みができます。詳しくは、P14「10.墨田区外にお住まいの方が墨田区内の認可保育施設を希望する場合」をご確認ください。
- 令和6年1月～4月(一次)入所については、入所希望日(各月1日時点)において、分娩予定日から起算して各認可保育施設の入所可能月齢に達している場合、出生前に認可保育施設の仮申込みができます。詳しくは、P8～9「5.出生前申込みについて」をご確認ください。



5. 出生前申込みについて

令和6年1月～4月（一次）入所については、入所希望日（各月1日時点）において、分娩予定日から起算して各認可保育施設の入所可能月齢に達している場合、出生前に認可保育施設利用の申込みをしてください。

(1) 出生前申込みの対象児童

令和5年11月22日～令和6年2月19日までに分娩予定の児童

誕生日により、入所できる認可保育施設が異なります。以下の表をご参照ください。

受入可能月齢	2月入所が可能な誕生日	3月入所が可能な誕生日	4月入所が可能な誕生日
生後43日以上	令和5年12月21日まで	令和6年1月19日まで	令和6年2月19日まで
生後57日以上	令和5年12月7日まで	令和6年1月5日まで	令和6年2月5日まで
満3か月以上	令和5年11月1日まで	令和5年12月1日まで	令和6年1月1日まで
満4か月以上	令和5年10月1日まで	令和5年11月1日まで	令和5年12月1日まで

(2) 申込締切日

令和5年12月8日（金） 郵送締切日：令和5年12月1日（金）消印有効

※ 令和6年1月～4月（一次）入所については、申込児童の分娩予定日が令和5年12月9日以降の場合、出生前申込みを利用する必要がありますのでご注意ください。なお、出生前申込みは、令和6年1月～4月（一次）入所のみが対象となります。

(3) 出生前申込みに必要な手続き

①出生前の仮申込み

申込締切日までに必要書類をそろえてから仮申込みをしてください。

【必要書類】※P11「7.申込みの時に必要な書類」を参照し、必要書類をそろえてください。

ア. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設（入所・転所）申込書

※ 児童氏名は「(母の氏名)の子」と記入してください。 例：「墨田花子の子」

※ 生年月日は「分娩予定日」を記入してください。

イ. 重要事項確認書兼同意書

ウ. マイナンバー（個人番号）提供に係る確認書類

※ 申請を行う保護者の個人番号をご提供ください。

エ. 令和6年1月から3月までの保育施設入所希望確認書

オ. 父と母の保育の必要性が確認できる書類（就労証明書、在学証明書など）

※締切日時点（令和5年12月8日）で産前休暇に入られていない方でも、取得予定日を就労証明書にご記入いただいた場合は育児休業加算（P26 調整指数の条件番号21）の対象となります。

カ. 状況に応じて必要な書類（保育士証のコピーなど）

キ. 親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ）

ク. 認可保育施設利用申込みにおける出生前の仮申込みに関する同意書

※ 「お子様の状況について」は別途、出生前申込み専用の書式があるため、そちらを出産後に行う本申込み時にご提出ください。

詳細はP11～13を
し参照ください。

②出生後の本申込み

出生日の翌日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に子ども施設課入園係に出生日と母子の健康状況について連絡し、原則14日以内（出生日当日を含む）に必要な書類をそろえてから本申込みをしてください。郵送で本申込みを行う場合は、出生後14日以内（出生日当日を含む）にお送りください（消印有効）。

【必要書類】

- ア. 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設（入所・転所）申込書
 - イ. お子様の状況について
 - ウ. 出生を証明する書類の写し（出生証明書、出生届の受理証明書など）
- } 本申込み用の書式があります

※ 出生後の本申込みを行わないと、利用調整結果通知書の発送は行いません。また、仮申込みは無効となります。

(4) 出生前申込みの流れ

出生前の仮申込み

P11「7.申込みの時に必要な書類」を参照して必要書類をそろえてください。出生前の仮申込みには、「親子健康手帳（母子健康手帳）の写し」と「認可保育施設利用申込みにおける出生前の仮申込みに関する同意書」が必要になります。

令和6年1月～4月（一次）入所の締切日の令和5年12月8日（金）までに書類を提出してください。※郵送申込みの場合の締切日は、令和5年12月1日（金）（消印有効）です。



ご出産



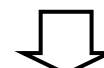
入園係へ出産のご連絡

出生日の翌日（閉庁日にあたる場合は翌開庁日）に子ども施設課入園係（03-5608-6152）に出生日と母子の健康状況についてご連絡ください。



出生後の本申込み

出産後14日以内（出生日当日を含む）に必要な書類をそろえてから本申込みをしてください。出生後の本申込みがない場合、利用調整結果通知書の発送は行いません。また、仮申込みは無効となり、取下げとなります。



結果発送

4月入所（一次）の利用調整結果については、2月上旬頃通知します。通知発送後の本申込みについては、書類を受理・審査後、おおむね3営業日後に利用調整結果通知書を発送します。

結果発送以降の流れは、P5「内定した場合」、「内定しなかった場合」と同じになります。

6. 居宅訪問型保育事業(医療的ケア対応)について

医療的ケアが必要な疾病、障害等により集団保育が困難なお子様を対象に、お子様の居宅において保育者による1対1の保育を行う事業です。

(1) 対象となるお子様

1歳から5歳クラス(0歳クラスは応相談)で、保育の必要性があり、主に医療的ケア疾病(経管栄養、痰吸引、腸ろう等)、肢体不自由、重症心身障害のため、集団保育が困難なお子様

※人工呼吸器、気管切開等のお預かりができない医療的ケアがあるお子様、その他、事前に行う運営事業者との選考において、安全にお預かりすることが難しいと判断されたお子様については、お預かりができません。

(2) 申込み方法

利用を希望する保護者は、事前に必ず運営事業者¹に連絡後、選考を受け、運営事業者から預かりが可能と判断を受けたうえで、墨田区の認可保育施設の申込みを入所希望月の申込締切日までに行ってください。

(例) 令和6年4月入所を希望する場合に、保護者で行うこと

- ① 運営事業者のホームページから利用案内動画を視聴し、選考の申込みを運営事業者¹に行う
- ② 運営事業者からお預かりが可能と判断を受けた後、令和5年12月8日(金)までに子ども施設課入園係へ申込みを行う ※郵送申込みの場合の締切日は、令和5年12月1日(金)消印有効

(3) 保育時間

- ・月曜日から金曜日(土・日・祝日及び年末年始は休み)
- ・午前8時から午後6時までのうち最長8時間 ※月48時間以上



(4) 食事

給食の提供はありません。昼食、おやつ、飲み物は居宅にて保護者様にご用意していただきます。

(5) 保育料

墨田区の認可保育施設の保育料と同額になり、運営事業者へ直接お支払いいただきます。
※保育料以外に保護者の実費負担が生じる場合があります。

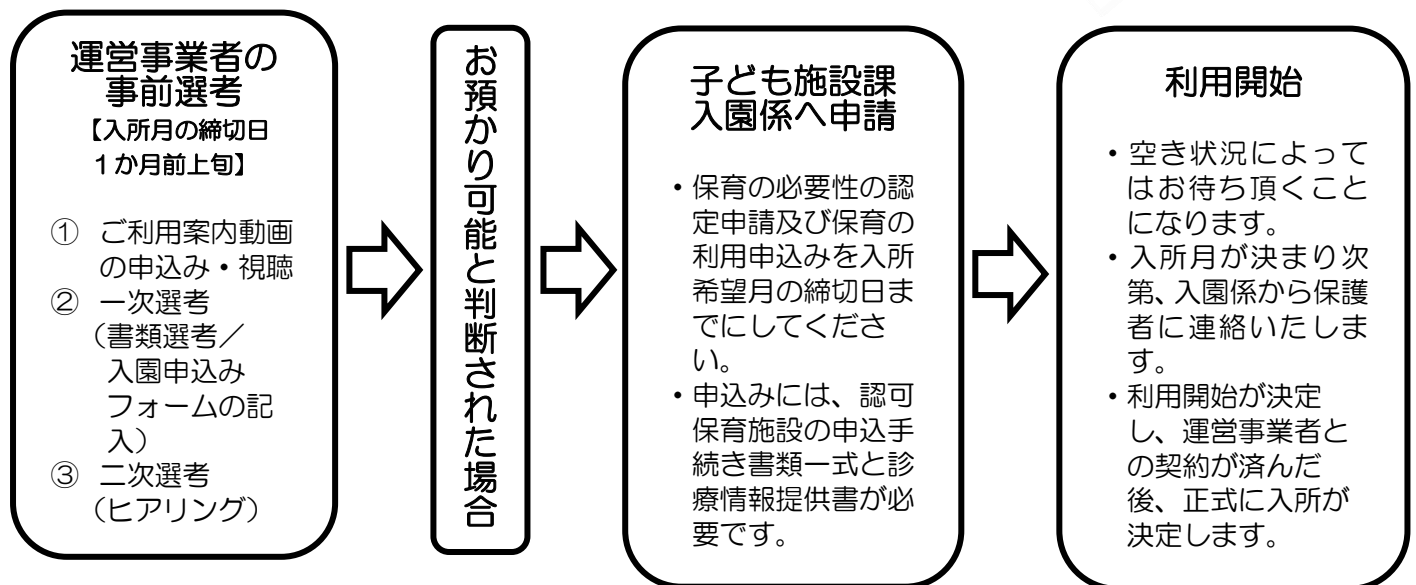


(6) 運営事業者

認定NPO法人フローレンス
事業名：障害児訪問保育アニー(連絡先)03-6811-0907



○申込みの流れ



← [運営事業者\(アニー\)のホームページはこちら](#)

7. 申込みの時に必要な書類

※ 証明書類は、締切日（P7参照）から3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。

★必要書類は全てそろえてからお申込みください。

【必ず必要な書類】

① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設（入所・転所）申込書[◎]
② お子様の状況について[◎]
③ 重要事項確認書兼同意書[◎] ※すべての項目を確認・同意いただき署名してください。
④ 申請者（保護者）のマイナンバー（個人番号）確認書類・本人確認書類（P13参照） 申込み受付時に確認し返却します。郵送申込みの場合は、コピーを区様式の台紙に貼付してください。
⑤ 1月から3月までの保育施設入所希望確認書[◎]（4月二次申込み以降は提出不要） ※4月一次の申込みをする場合は、1月～3月の入園を希望しない方も必ずご提出いただきます。

⑥ 保育の必要性が確認できる書類		※父母ともに証明書類が必要です。
保護者の状況		必要書類
□就労	□外勤 ※出産休暇中・育児休業中を含む	就労証明書[◎] ※雇用主又は事業主が記入してください。 ※就労証明書の内容は、保護者が必ず確認してください。
	□自営・内職 ※本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は会社の規模に関わらず自営として扱います。	就労証明書[◎] 十会社の運営が確認できる書類（自営の方のみ） （例）開業届、登記事項証明書、営業許可書、確定申告書、請負契約書、納品書、請求書などのコピー、事業の名称・代表者氏名・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページ等 ※締切日までに会社の運営を確認できる書類が到着しない場合は、内職と同等の扱いとなります。
□出産・妊娠		親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ）
□疾病・負傷		病状内容確認書[◎] ※医師が記載した診断書のコピー（「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの。）でも可
□障害		障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）[☆]
□介護・看護		介護・看護状況申告書[◎][☆] 十介護・看護を受ける方の状況確認書類[☆] （例）要介護認定証、障害者手帳、診断書などのコピー
□求職活動（内定あり）		就労証明書[◎] ※雇用主又は事業主が記入してください。 ※就労証明書の内容は、保護者が必ず確認してください。
□就学・職業訓練		在学証明書[◎]
□不存在	□離婚、未婚、死亡、拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書などのコピー
	□別居中かつ離婚調停中等	調停期日通知書のコピー 又は 離婚（協議・調停）証明書[◎] 十別居に関する申立書[◎]
□災害復旧		事由に該当することを証明する書類
□DV等		（公的機関から発行された書類）

※ [◎]は、墨田区指定の用紙で、区のホームページからダウンロードできます。

※ [☆]は、保育の必要性が他項目であっても該当する場合は提出してください。（就労している保護者が1～3級の障害を有している、介護を行うため就労時間が制限されている場合など）

※ 「別居中かつ離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で離婚調停中又は離婚調停はしていないが弁護士を介した離婚協議中の場合に適用されます。（調整指数については、いずれの場合も「ひとり親家庭等に準ずる」となります）

※ 締切日までに保育の必要性が確認できる書類が到着しない場合は、求職活動中（内定なし）と同等の扱いとなります。

【状況に応じて必要な書類】

状況		必要書類	
児童関係	<input type="checkbox"/> 認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている	保育施設受託証明書[◎] ただし、認可外保育室等との契約書のコピー（保育施設受託証明書と同じ内容が記載されているもの）でも可（一時保育は、対象になりません）。 ※認証保育所を利用して助成金の申請をしている場合も保育施設受託証明書の提出は必要です。	
	<input type="checkbox"/> 申込児童に持病又は障害がある場合	病状内容確認書[◎] ただし、医師が記載した診断書のコピーで、「集団保育が可能であること」が明記されたものでも可 児童が障害者手帳等をお持ちの場合は手帳のコピー（特例として手帳は未交付だが同程度の障害を有する旨を医師から診断されている場合はそれを証明する書類。障害〇級程度等の記載が必要。）	
	<input type="checkbox"/> 出生前申込みをする場合	親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ） 認可保育施設利用申込みにおける出生前の仮申込みに関する同意書[◎]	
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業所（保育ママ）を希望する場合	家庭的保育事業所の申込みに関する同意書[◎]	
保護者関係	<input type="checkbox"/> 里親を受託している	里親の受託を証明する書類のコピー	
	<input type="checkbox"/> 保護者が保育士として、月120時間以上勤務している又は入所希望月までに月120時間以上勤務予定（就労内定）	保育士証のコピー	
	<input type="checkbox"/> 保護者が保育教諭として、月120時間以上勤務している又は入所希望月までに月120時間以上勤務予定（就労内定）	保育士証又は幼稚園教諭免許状のコピー	
	<input type="checkbox"/> 保護者が放課後児童支援員として、月120時間以上勤務している又は入所希望月までに月120時間以上勤務予定（就労内定）	放課後児童支援員認定資格研修修了証のコピー	
	<input type="checkbox"/> 直近3か月以内に、主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により離職し、現在、求職活動を行っている（自己都合による退職は除く）	雇用保険の離職票や、廃業届などのコピー（解雇、倒産が確認できる書類）	
	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している	生活保護受給証明書のコピー	
	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日現在、日本国外に居住していた	令和4年分収入申告書[◎] ※会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類のコピーを添付 ※令和4年の平均レートで日本円に換算して記入	
	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日現在、墨田区に住民登録がない方	令和5年度「住民税課税（非課税）証明書」のコピー	
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税の申告が未申告である	（令和5年1月1日現在、住民登録があった区市町村で令和5年度の税申告をした後提出）		
同居者・近隣監視者関係	<input type="checkbox"/> 祖父母（64歳以下の者）と同居している、又は区内転入後同居予定だが、当該祖父母が就労等の理由により申込児童を保育できない※令和6年4月1日時点の年齢	同居している祖父母の就労証明書、病状内容確認書、診断書（コピー）、在学を証明する書類、求職活動状況申告書[◎]、求職活動を証明する書類など	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等	<input type="checkbox"/> 祖父母（64歳以下の者）が直線距離100m以内の近隣に居住している（同居含む）が、就労等の理由により保育できない※令和6年4月1日時点の年齢	該当者（同居又は近隣に住む祖父母）の就労証明書、病状内容確認書、診断書（コピー）、在学を証明する書類、求職活動状況申告書[◎]、求職活動を証明する書類など
	<input type="checkbox"/> 同居又は区内転入後同居予定の親族（保護者含む）が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を交付されている、又は要介護の認定を受けている（申込児童を除く）	同居親族の障害者手帳のコピー又は要介護認定証のコピー	

※ 同居とは、「生活を共にしている」又は「住民票が同一世帯」の場合を指します。

※ 「ひとり親家庭」とは墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭を指します。

※ **それぞれの証明書類が提出されていない場合は、調整指数が適用されません。**

※ 締切日より3ヶ月以内の証明日のものをすでに提出している場合、提出は不要です。

※ 収入申告書、住民税課税（非課税）証明書は利用調整で使用します。未提出・未申告の場合、利用調整の優先順位が下がります。

8. マイナンバー(個人番号)の提供および本人確認について

保育施設の利用申込み及び教育・保育給付認定申請をされる際には、申請を行う保護者の個人番号を提供していただく必要があります。また、提供の際には個人番号を単にお知らせいただくだけでなく、個人番号確認及び本人確認が必要となります。

※ 申込書類と一緒に、次の書類の現物をご用意ください。申込み受付時に内容を確認させていただき、その場で返却します。

- 郵送での申込みの場合は、コピーを区様式の台紙に貼付してください。
- 電子申請での申込みの場合は、本人確認のためのマイナンバーの提供は不要です。
- 代理人(同一世帯以外の配偶者含む)による申込みの場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。

確認書類種別	提供必要者	確認書類	
「個人番号確認書類」	申請者(保護者) (父母いずれか)	個人番号記載の公的書類(以下から1つ) ・個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票等	
「本人確認書類」 ※「個人番号カード」を持参(提示)された場合は、本人確認書類は不要です。	申込みに来る人 (代理人含む)	写真付身分証明書 の場合は右記から1つ	<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • 障害者手帳等 • 官公署発行の写真付身分証明書 • パスポート
		写真無身分証明書 の場合は右記から2つ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証、特別児童扶養手当証 <input type="checkbox"/>国税、地方税、社会保険料又は公共料金の領収書、納税証明書 <input type="checkbox"/>印鑑登録証明書、戸籍の附票(謄本若しくは抄本も可)、住民票、住民票記載事項証明書、親子健康手帳 <input type="checkbox"/>源泉徴収票

※ 郵送での申込みの場合、本人確認書類として、健康保険被保険者証を選択する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号部分を黒塗りするなどのマスキングをしてください。

9. 申込み後変更があった場合

追加資料が必要になる場合がありますので、子ども施設課入園係までご連絡ください。

(例)・就労証明書上の育児休業期間を延長した場合

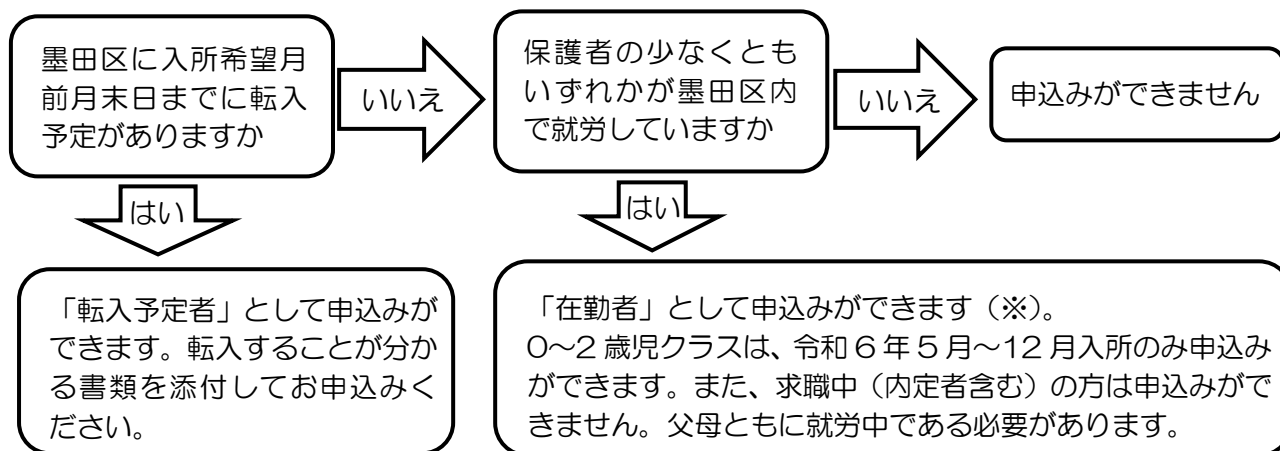
- 引越し等住所の変更(墨田区外に転出した場合は申込みが無効になります。)
- 勤務日数や勤務時間数の変更
- 勤務先の変更(転職)
- 就労開始
- 退職
- 認可外保育施設へ預け始めた場合
- 希望認可保育施設の変更の場合

→ 「希望認可保育施設(希望園)変更届」を申込締切日までに提出していただくか、LoGoフォームより電子申請をしてください。LoGoフォームから電子申請する場合、P34「23.電子申請ができる手続一覧」のQRコードから当該ページにリンクすることができます。なお、事前登録が必要です。QRコードを読み込んだ後、ご登録ください。電話・FAXによる希望認可保育施設の追加・変更はできません。例月入所の希望認可保育施設数の制限はありません。

※ 申込締切日を過ぎて到着(申請)したものについては、翌月の利用調整(選考)から反映されます。

10. 墨田区外にお住まいの方が墨田区内の認可保育施設を希望する場合

(1) 申込みの条件



- ※ 令和6年1月入所分から、墨田区に転入予定がある方の申込みは墨田区の窓口で直接受け付けることとなりました。在勤者としての申込みは引き続き現在お住まいの自治体を通してお申込みください。
- ※ 在勤で認可保育施設を利用する場合、公立保育園、公設民営保育園の延長保育は利用できません。私立保育園（公私連携型を含む）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）の場合は、各施設にお問い合わせください。
- ※ 年度途中で開設する新規認可保育施設については、「在勤者」としての申込みはできません。

(2) 必要書類

①	教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設（入所・転所）申込書	<input type="checkbox"/>
②	お子様の状況について	<input type="checkbox"/>
③	重要事項確認書兼同意書	<input type="checkbox"/>
④	1月から3月までの保育施設入所希望確認書（4月二次申込み以降は不要）	<input type="checkbox"/>
⑤	父と母の保育の必要性が確認できる書類（P11を参照してください）	<input type="checkbox"/>
⑥	父と母の令和5年度「住民税課税（非課税）証明書」のコピー	<input type="checkbox"/>
⑦	その他、状況に応じて必要な書類（P12を参照してください）	<input type="checkbox"/>
⑧	【転入予定者のみ】転入することがわかる書類 例：賃貸借契約書、売買契約書等のコピー（転入先住所、転入時期がわかるもの）	<input type="checkbox"/>
⑨	【転入予定者のみ】転入予定者全員の住民票（現在お住まいの自治体のもの。コピー可）	<input type="checkbox"/>
⑩	【転入予定者のみ】転入に関する誓約書	<input type="checkbox"/>

- ※ 墨田区に転入後、祖父母と同居する予定の場合、同居予定の祖父母に関する書類の提出が必要な場合があります。P12を参照し、必要書類をそろえてください。
- ※ 申込書等は、墨田区指定の書式をご利用ください。
- ※ 在勤者として申込みする場合、現在お住まいの自治体へ墨田区の申込締切日のおおむね5開庁日前までに申込みをしてください。

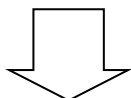
(3) 転入後の手続き（転入予定での申込みの場合）

入所の可否に関わらず、必ず入所希望月の前月末日までに転入し、あらためて子ども施設課入園係で本申込みの手続きを行ってください。転入が完了しない場合や本申込み手続きを行わない場合、内定は取り消し、申込みは取下げとなります。なお、利用調整の結果は保護者様にお知らせしますが、利用調整結果通知は本申込み手続き後に発行します。

11. 墨田区内にお住まいの方が墨田区外の認可保育施設を希望する場合

1. 利用を希望する自治体に連絡し、以下をご確認ください。

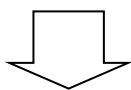
- (1) 入園申込みができるか（転入予定、勤務先があること等を必ずお話しください。）
- (2) 申込締切日はいつか
- (3) 必要書類はなにか
- (4) 希望保育施設の空き状況や希望できる認可保育施設の数



2. 利用を希望する認可保育施設がある自治体の申込書類をご準備ください。

転入予定でお申込みされる場合、転入先住所や転入時期が分かる物件の契約書等が必要になる場合があります。

不足書類や記入不備等により入園申込みを受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。



3-1 墨田区外に転入予定での申込み

原則、転入予定の自治体に直接お申込みください。

申込みに必要な書類は、転入予定先の自治体が指定した様式になります。申込み手続や締切日については、希望する保育施設がある転入予定先の自治体にご確認ください。

利用調整(選考)の結果については、転入予定先の自治体から直接保護者様に連絡がいきます。

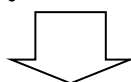
3-2 墨田区外に転出しない申込み(在勤者としての申込みなど)

墨田区子ども施設課入園係の窓口に必要な書類を提出してください。

申込みに必要な書類は、利用を希望する保育施設がある自治体が指定した様式になります。申込み手続や締切日については、利用を希望する保育施設がある自治体に確認し、申込締切日の5開庁日前までに墨田区の窓口に必要な書類をご持参ください。

受付後、墨田区から利用を希望する保育施設がある自治体に必要書類を送付します。送付後に不備等の連絡が希望先の自治体からある場合には原則墨田区からご連絡させていただきます。日付に余裕をもってご提出ください。

※墨田区の認可保育施設を利用中の場合は「退所届」を、お申込み中の場合は「保育施設利用申込取下げ届」を併せてご提出ください。



転入予定での申込みの場合

4. 転入先自治体の保育園入園担当で手続きを行ってください。

転入の届け出と同時に、転入先自治体で再度本申込手続きを必ず行ってください。手続き期限は、転入先自治体にご確認ください。

手続きを行わない場合、内定は取り消し、申込みは取下げとなる場合があります。

12. 産前・産後休暇、育児休業取得中の方へ

(1) 産前・産後休暇、育児休業取得中の方の申込みに係る注意事項

就労証明書の産前・産後休暇、育児休業取得期間については、申込み時点での予定をご記入ください。例えば、4月入所希望の場合であっても、産前・産後休暇や育児休業の期間を3月31日までに定める必要はありません。

また、産前・産後休暇、育児休業の取得期間の始期と終期の両方が就労証明書に記入されていないと利用調整基準において育児休業加算の対象になりません。

なお、出生前申込みを行う方で、締切日時点（令和5年12月8日）で産前休暇に入られていない方でも、取得予定日を就労証明書にご記入いただいた場合は育児休業加算（P26 調整指数の条件番号21）の対象となります。

(2) 産前・産後休暇、育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項

新規入所申込みで、産前・産後休暇、育児休業対象児童を含むお子様が内定した場合、以下のとおり復職が必要です。

入所月の翌月1日までに産前・産後休暇、育児休業前と同じ契約条件で産前・産後休暇、育児休業を取得していた勤務先に復職してください。入所後、復職証明書を入所月の翌月中（提出期限については内定後お知らせします。）にご提出ください。

(例)・A社で週5日、週40時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A社とは育児休業前と同じ契約条件は継続するが、A社が制度として認めている

「勤務日数・勤務時間」短縮を利用して復職する。

⇒○復職に該当します。

・A社で週5日、週40時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A社で復職するが、週4日、週40時間以上の勤務に契約を変更。

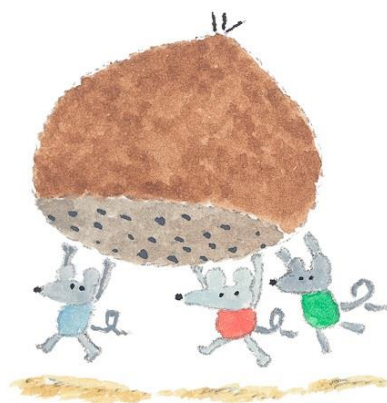
⇒×勤務の契約条件が異なるため、復職とはみなしません。

・A社で週5日、週40時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A社で復職せず退職し、B社に転職し週5日、週40時間以上で勤務。

⇒×勤務条件は同じですが、復職とはみなしません。

※ 復職できない場合や復職証明書の提出がない場合は、内定取消し又は退所になります。



13. 認可保育園

(1) 認可保育園とは

児童福祉法に基づく設置基準を満たした児童福祉施設です。区が設置・運営する公立保育園と、区の施設を民間事業者が運営する公設民営保育園、社会福祉法人など民間事業者が設置・運営する私立保育園・公私連携型保育所があります。公設民営保育園及び公私連携型保育所についてはP20をご参照ください。

認可保育園の利用に際しては、保育の必要性の「2号認定」又は「3号認定」(P3「(1)認定の内容」をご参照ください。)を受けている必要があります。

- 休 園 日■ 日曜日・祝日・年末年始
- 開 園 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分
- 保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。(P4「(3)保育の必要量」もご参照ください。) また、入園後お子様が保育園に慣れるまで、短い保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

(2) 区内認可保育園・幼保連携型認定こども園一覧

令和5年11月1日現在

延長保育 ○⇒午後7時15分まで ◎⇒午後8時15分まで △⇒午後9時15分まで □⇒午後10時15分まで
 ×⇒延長保育なし(午後6時15分まで)

今後の運営形態 ☆⇒運営形態の変更等が予定されている園です。詳しくはP20をご参照ください。

	保育園等名及び地番番号	今後の運営形態	0歳保育受入可能月齢	延長保育注釈参照	認定定員(クラス別)					所在地	電話
					0	1	2	3	4		
公立	1 江東橋保育園		生後57日以上	○	12	22	23	23	60	緑 4-35-9	3631-2411
	2 江東橋保育園分園※1		×	○※1	/	7	7	7	/	亀沢 3-12-5	3623-0152
	3 横川橋保育園		満6か月以上	○	11	15	18	20	52	太平 1-27-13	3622-3323
	4 中川保育園		満6か月以上	×	9	15	18	20	50	東墨田 2-1-15	3612-2968
	5 花園保育園		×	○	/	20	24	25	50	東向島 3-16-2	3614-5430
	6 福神橋保育園		×	×	/	7	10	16	40	文花 1-30-21-101	3611-7721
	7 文花保育園	☆	×	×	/	15	18	20	54	文花 1-24-5	3611-6068
	8 たちばな認定こども園	認定こども園(P21「14. 認定こども園」をご参照ください。)									
	9 八広認定こども園	認定こども園(P21「14. 認定こども園」をご参照ください。)									
	10 東駒形保育園		×	○	/	8	12	15	32	東駒形 1-6-8	3625-8672
	11 東あずま保育園※2		満6か月以上	○	9	15	18	20	56	立花 1-27-6-101	3613-2868
	12 おむらい保育園		満6か月以上	○	11	15	18	20	52	文花 1-32-1-103	3613-5391
	13 太平保育園		×	○	/	10	18	19	42	太平 1-13-10	3626-0776
	14 鐘ヶ淵北保育園		生後57日以上	×	12	15	18	20	52	堤通 2-8-15-109	3619-8531
	15 梅若保育園		生後57日以上	○	9	15	18	20	52	墨田 2-38-13	3611-6571
	16 立川保育園		×	○	/	12	17	20	42	立川 1-5-2	3633-6960
	17 中川南保育園		満6か月以上	×	9	15	18	20	52	立花 6-8-2-106	3616-4141
	18 寺島保育園		×	×	/	14	20	20	40	東向島 1-23-10	3614-0311
	19 しらひげ保育園		満6か月以上	×	9	15	17	20	44	堤通 2-5-5-101	3611-1580

※1 江東橋保育園分園は1歳児～3歳児クラスまでの園です。土曜日は、本園で保育します。4歳児クラスからは、江東橋保育園へ通園します。他の認可保育施設へのお申込みも可能ですが、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。なお、江東橋保育園分園では障害があるお子様はお預かりできません。ご了承ください。延長保育について、令和5年4月以降の入所児童の新規募集は行っておりません。

※2 東あずま保育園は、東京都による現園舎の耐震補強工事のため、平成29年3月から仮園舎(立花2-32-12 東あずま公園内)において保育を行っています。都の工事が竣工した後、墨田区による内装・設備等の工事を経て、令和8年春に仮園舎での保育を終了し、現園舎での保育再開を予定しています。

	保育園等名及び地図番号		今後の運営形態	0歳保育受入可能月齢	延長保育注釈参照	認可定員(クラス別)					所在地	電話
						0	1	2	3	4		
公設民営	20	あおやぎ保育園	★	生後57日以上	□	12	20	22	22	48	東向島 4-37-17	3614-6789
	令和6年4月公私連携制度を導入(P19「令和6年4月開園予定の公私連携型保育所」をご参照ください。)											
	21	横川さくら保育園※3		生後57日以上	◎	15	18	18			横川 5-9-1	5608-4525
	22	横川さくら保育園分園※3		X	◎		15	15			立花 1-23-5-206	3612-5525
	23	押上保育園		生後57日以上	□	9	14	18	20	40	押上 2-10-17	3623-6030
	24	きんし保育園		X	△		15	18	25	51	江東橋 4-30-2-301	3635-1001
	25	亀沢保育園	★	満6か月以上	◎	12	18	20	22	44	亀沢 1-27-5	3624-7781
	26	長浦保育園		生後57日以上	◎	12	15	20	20	52	八広 5-10-1-105	3616-7227
	27	水神保育園		X	◎		14	16	20	40	堤通 2-6-9-103	3616-1970
28	すみだ保育園		X	○		10	12	20	45	墨田 4-22-4-101	3619-5844	

※3 横川さくら保育園は0歳児～2歳児クラス、横川さくら保育園分園は1歳児・2歳児クラスのための保育園です。3歳児クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込みすることになります。その際、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。また、横川さくら保育園分園では、障害があるお子様はお預かりできません。ご了承ください。

	保育園等名及び地図番号		0歳保育受入可能月齢	延長保育注釈参照	認可定員(クラス別)					所在地	電話	
					0	1	2	3	4			5
私立	29	墨田みどり保育園	満8か月以上	○	3	18	18	20	20	20	亀沢 3-7-11	3624-4508
	30	墨田みどり保育園分園	満8か月以上	○	3	18	18	20	20	20	亀沢 3-6-1	6240-4917
	31	ほがらか保育園	満6か月以上	◎	4	10	14	14	14	14	墨田 4-30-14	3611-7685
	32	光の園保育学校※4	X	◎		24	24	28	28	28	東駒形 4-6-2	3622-8867
		(～R6.3.31)外手分園※4	生後43日以上	◎	18						本所 2-1-16	
		(R6.4.1～)両国駅前分園※4			12						両国 4-37-6	
	33	厚生館保育園	生後43日以上	○	9	17	17	19	19	19	立花 5-21-3	3613-1931
	34	幼保連携型認定こども園共愛館保育園	認定こども園(P21「14.認定こども園」をご参照ください。)									
	35	菊川保育園	満3か月以上	◎	9	18	21	24	24	24	江東橋 5-3-3	3633-1888
	36	興望館こども園	認定こども園(P21「14.認定こども園」をご参照ください。)									
	37	東京愛育苑さゆり保育園	満4か月以上	○	8	12	15	15	15	15	東向島 6-7-8	3611-1912
	38	木ノ下保育園	満6か月以上	○	3	5	10	14	14	14	墨田 4-60-13	3612-5458
	39	杉の子学園保育所	満4か月以上	◎	6	20	21	21	21	21	東向島 2-13-6	3619-4153
	40	ナースリー保育園	生後43日以上	○	10	10	10	10	10	11	東向島 6-15-5	3613-3470
	41	育正保育園	生後43日以上	◎	9	15	16	16	17	17	東駒形 1-3-15	5819-3170
	42	こひつじ保育園	生後57日以上	□	6	13	18	21	21	21	緑 2-23-3	5600-1211
	43	わらべみどり保育園	生後57日以上	◎	9	15	17	17	20	20	緑 3-12-2	5638-1551
	44	本所たから保育園	X	◎		9	12	18	18	18	東駒形 4-4-7	5610-3737
	45	すみだ中和こころ保育園	生後57日以上	◎	6	10	11	11	11	11	菊川 1-18-5	6666-9449
	46	両国・なかよし保育園	生後57日以上	◎	9	15	18	20	20	20	両国 1-10-7	5638-5835
	47	小梅保育園	生後57日以上	◎	6	6	9	13	13	13	向島 3-42-1	3829-3663
	48	すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん	生後57日以上	◎	6	11	12	12	12	12	立川 2-12-16	6666-9446
	49	まなびの森保育園錦糸町	生後57日以上	◎	6	12	12	13	13	13	太平 2-4-4	5610-0720
50	グローバルキッズ押上園	生後57日以上	◎	9	18	18	20	20	20	押上 2-19-2	5608-3334	
51	両国すきっぷ保育園	生後57日以上	◎	9	10	10	10	10	11	両国 4-25-9	5625-2200	
52	のびのび保育園 (0～2歳はキッズ館、3～5歳はジュニア館)	生後43日以上	◎	8	8	8	9	9	9	千歳 3-8-13 (キッズ館) 千歳 2-9-8 (ジュニア館)	3634-0086	

※4 光の園保育学校は、0歳児クラスは分園にて保育を行い、1歳児クラスになると本園へ通園します。他の認可保育施設へのお申込みも可能ですが、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。分園の所在地は令和6年4月1日より両国4-37-6に変更となる予定です。

私 立	保育園等名及び地図番号		0歳保育 受入可能月齢	延長保育 注釈参照	認定定員(クラス別)					所在地	電話
					0	1	2	3	4		
53	すこやか錦糸保育園	生後43日以上	◎	12	12	12	12	12	12	錦糸 3-7-1	3623-3740
54	AIAI NURSERY 錦糸町	満3か月以上	○	6	6	7	7	7	7	亀沢 4-5-4	6284-1609
55	ういず東駒形保育園	生後57日以上	◎	6	8	10	12	12	12	東駒形 2-9-9	6240-4053
56	ベネッセ 菊川北保育園	生後57日以上	◎	6	11	11	11	11	11	立川 4-10-9	5625-3516
57	小学館アカデミーひさね駅前保育園	生後57日以上	○	9	10	10	10	10	10	京島 1-1-1-314	3610-8178
58	チェリッシュあおぞら保育園	生後57日以上	○	6	12	12	12	12	12	緑 4-38-1	5638-3177
59	チェリッシュあおぞら保育園曳舟分園※5	×	○	△	6	11	12	△	△	京島 1-36-1 1F	6657-3309
60	アスク両国保育園	生後57日以上	◎	6	12	12	12	12	12	石原 2-7-3	5608-4382
61	向島ひまわり保育園	生後57日以上	◎	6	10	13	16	16	16	向島 3-22-8	5610-3981
62	じょうえん曳舟保育園	×	◎	△	△	△	15	15	15	京島 1-6-6-107	6657-5837
令和6年3月31日をもって閉園予定のため、新規募集はしません。											
63	アウトピア保育園	生後57日以上	◎	6	8	8	8	8	8	緑 2-5-12	6659-6233
64	そらまめ保育園すみだ横川	満3か月以上	◎	6	18	18	20	30	30	横川 1-1-10	5637-8709
65	ひらがなのツリーほいくえん	生後57日以上	◎	6	10	11	11	11	11	業平 3-9-2	6658-4417
66	キッズガーデン墨田八広	生後57日以上	◎	12	15	15	20	20	20	八広 2-54-9	6657-5451
67	ミアヘルサ保育園ひびき曳舟	生後57日以上	◎	6	8	10	12	12	12	東向島 2-42-5	6657-4691
68	石原ここわ保育園	生後57日以上	○	6	10	10	10	10	10	石原 3-5-7	6658-5853
69	まなびの森保育園曳舟	生後57日以上	◎	6	11	12	13	13	13	京島 1-44-17	3618-8688
70	わらべ向島保育園	生後57日以上	◎	6	6	6	17	18	18	向島 3-19-5	5610-2311
71	わらべ向島保育園分園※6	生後57日以上	◎	9	10	10	△	△	△	向島 4-2-14	3625-1131
72	うれしい保育園八広	生後57日以上	◎	9	13	15	15	15	15	八広 4-33-9	5655-2321
73	にじいろ保育園向島	生後57日以上	◎	6	9	10	15	15	15	向島 5-13-18	6658-5851
74	まなびの森保育園八広	生後57日以上	◎	6	11	12	13	13	13	八広 6-27-6	6661-8630
75	アスク緑保育園	生後57日以上	◎	6	9	10	11	12	12	緑 1-5-9	5625-3021
76	グローバルキッズ八広園	生後57日以上	◎	6	12	12	12	14	14	八広 5-5-12	6657-0511
77	(~R6.3.31) たんぼほ保育所八広園	生後57日以上	◎	9	10	12	15	15	15	八広 5-20-5	5655-1031
	(R6.4.1~) たんぼほ保育所八広園			6							
78	キッズガーデン業平	生後57日以上	◎	9	12	12	15	15	15	業平 3-1-6	5637-8600
79	キッズガーデン第二墨田八広	生後57日以上	◎	6	10	11	12	12	12	八広 6-34-1	6661-8481
80	さくらさくみらい東向島	生後57日以上	◎	6	9	10	15	15	15	東向島 3-20-8	6661-8739
81	AIAI NURSERY 石原	満3か月以上	◎	6	10	11	11	11	11	石原 4-37-4	5637-7302
82	キッズパートナー菊川	×	◎	△	12	12	12	12	12	菊川 3-19-2	6659-9463
83	にじいろ保育園菊川	生後57日以上	◎	6	10	12	14	14	14	立川 3-18-13	5669-0397
84	グローバルキッズ曳舟保育園	生後57日以上	◎	6	12	12	12	14	14	京島 3-62-5	6657-2818
85	すこやか本所保育園	生後57日以上	◎	6	10	11	11	11	11	本所 2-13-9	6456-1734
86	タムスわんぱく保育園墨田	生後57日以上	◎	15	18	20	20	20	20	亀沢 3-24-1	6658-5921
87	クオリスキッズ菊川保育園	×	◎	△	10	11	12	12	12	立川 4-13-29	6659-9644
88	(公私連携型保育所) クローバーこども園	生後57日以上	◎	11	19	20	20	20	20	八広 1-6-22	6657-1622
89	ベネッセ菊川保育園	×	◎	△	10	12	14	14	14	立川 4-6-6	5638-6307
令和6年4月開園予定の公私連携型保育所											
20	(公私連携型保育所) あおやぎ保育園	生後57日以上	□	12	20	22	22	22	22	東向島 4-37-17	3614-6789

※5 チェリッシュあおぞら保育園曳舟分園は1歳児～3歳児クラスまでの園です。4歳児クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込みすることになります。その際、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。

※6 わらべ向島保育園分園は0歳児～2歳児クラスまでの園です。土曜日の保育はわらべ向島保育園で行います。3歳児クラスからは本園へ通園します。他の認可保育施設へのお申込みも可能ですが、必ずしも希望の保育園に転園できるとは限りません。

■ 公設民営保育園とは

指定管理者制度を導入した、民間事業者が運営する公設の保育園です。指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法により定められた制度です。増加、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的としています。

[参考]指定管理者制度（公設民営）を導入している園

保育園名	指定管理者	指定期間
あおやぎ保育園	(社福)厚生館	平成 31.4.1~令和 6.3.31
横川さくら保育園・分園	(社福)希望福祉会	令和 4.4.1~令和 9.3.31
押上保育園	(社福)雲柱社	平成 31.4.1~令和 6.3.31 /令和 6.4.1~令和 11.3.31
きんし保育園	(社福)仁風会館	平成 31.4.1~令和 6.3.31 /令和 6.4.1~令和 11.3.31
亀沢保育園	(社福)清心福祉会	令和 5.4.1~令和 10.3.31
長浦保育園	(社福)わかば会	平成 31.4.1~令和 6.3.31 /令和 6.4.1~令和 11.3.31
水神保育園	(社福)宝樹会	令和 2.4.1~令和 7.3.31
すみだ保育園	ミアヘルサ(株)	令和 3.4.1~令和 8.3.31

■ 公私連携型保育所とは

区が、設置・運営主体である民間事業者と連携し、土地・建物など必要な設備の譲渡、貸付その他の支援を行うとともに、人員配置や提供する保育等の運営に関与し、適正な運営が行われるよう協定を締結して設置する民設民営の保育所です。

[参考]公私連携制度を導入している園

導入年度	保育園名
令和 4 年度	クローバーこども園

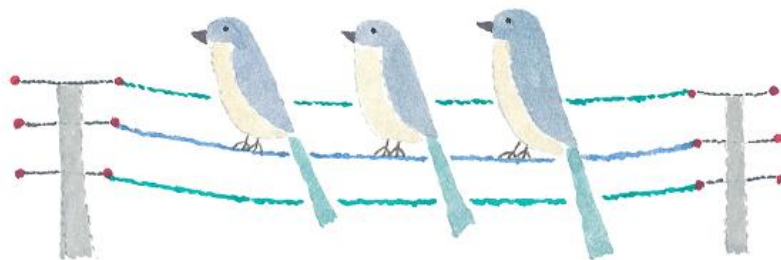
☆ 今後の運営形態

墨田区公設保育所整備計画に基づき、次のとおり、公設保育園に公私連携制度を導入し、公私連携型保育所（民設民営園）を開設する予定です。

導入年度	保育園名
令和 6 年度	あおやぎ保育園
※ 令和 8 年度以降	文花保育園
令和 10 年度	亀沢保育園

※ 導入年度は令和 5 年 11 月 1 日時点では未定です。
具体的な方針が決定次第、随時お知らせしていきます。

■ 今後の運営形態、整備計画等に関するお問い合わせ：子育て支援課子育て計画担当 Tel03-5608-6084



14. 認定こども園

(1) 認定こども園とは

就学前の児童に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに子育て支援事業を実施する施設です。保育機能を利用できるのは、認可保育施設と同様に、保育の必要性について2号又は3号認定を受けた方です。(P3「2. 保育の必要性の認定」について)参照)

認定こども園を希望する場合は、通常の認可保育施設と同様に区役所で受付し、利用調整を行います。なお、3歳以上で幼児教育のみを希望する場合(1号認定)は、施設が直接申込みを受け、決定しますので、お問合せ・お申込みについては直接施設にご確認ください。(たちばな認定こども園及び八広認定こども園を除く。)

◎地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるような類型に分類されます。

類型	内容
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所の両方の設置基準を満たした単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 区内幼保連携型認定こども園一覧

令和5年11月1日現在

認定こども園名 及び地図	類型	0歳 保育 受入 可能 月齢	認可定員(2号及び3号認定部分)					保育時間	所在地	電話					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳				5歳				
私立	34	幼保連携型 認定こども園 共愛館保育園	幼保連携型	生後 43日 以上	12	22	24	24	24	24	午前7時15分 ～午後8時15分 (午後6時15分 ～午後8時15分 は延長保育)	押上 3-53-6	3617-4460		
	36	興望館 こども園	幼保連携型	生後 43日 以上	令和6年3月31日まで					午前7時15分 ～午後7時15分 (午後6時15分 ～午後7時15分 は延長保育)	京島 1-11-6	3611-1880			
					21	25	28	28	29				29		
					令和6年4月1日から										
					18	21	24	24	28	29					
公立	8	たちばな 認定こども園	幼保連携型	生後 57日 以上	9	10	16	16	40		午前7時15分 ～午後7時15分 (午後6時15分 ～午後7時15分 は延長保育)	立花 3-21-16	3617-7950		
	9	八広認定 こども園	幼保連携型	満6 か月 以上	12	16	20	24	48		午前7時15分 ～午後6時15分 (延長保育なし)	八広 3-7-5	3617-2323		

※ たちばな認定こども園と八広認定こども園は、当面の間2号及び3号認定のお子様のみのお預かりとなります。

15. 小規模保育事業所

(1) 小規模保育事業所とは

墨田区の保育ニーズにこたえるため、子ども・子育て支援に関する制度の小規模保育の基準に、墨田区独自の基準を一部上乗せして墨田区が認可した保育所です。0歳児保育・11時間以上の開所を行っています。小規模保育事業所の利用に際しては、保育の必要性の認定「3号認定」を受けている必要があります。

◎お預かりするお子様の人数や、定員等に対する職員配置の基準等から以下の3つの型があります。

- ・「A型：常勤保育士を10割配置する。(認可保育園に準じた職員配置)」
- ・「B型：常勤保育士を6割以上配置する。(認証保育所に準じた職員配置)」
- ・「C型：家庭的保育事業者1人に対してお子様は3人以下とする。(家庭的保育事業所に準じた職員配置)」

■休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始 ■開 所 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分
 ■保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。また、入所後お子様が保育所に慣れるまで、短い時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

(2) 区内小規模保育事業所一覧

令和5年11月1日現在

保育園名及び地番番号	0歳保育 受入可能月齢	型	延長保育 ※1参照	認可定員			所在地	電話	
				0歳	1歳	2歳			
a	AIAI MINI 小村井	生後57日以上	A型	○	3	8	8	立花5-24-11 1F	5631-3140
・土曜日の延長保育を行っていません。									
b	ぶどうの木保育室	満8か月以上	A型	○	3	12		東駒形4-4-8 1F	3626-4360
・0歳児クラスの認可定員は3名ですが、当面募集はしません。 ・光の園保育学校から給食を搬入します。 ・乳・卵のみアレルギー対応いたします。 ・土曜日の保育は、光の園保育学校で行います。 ・土曜日の延長保育を行っていません。									
c	八広ぶどうの木保育室		A型	○		12		八広6-37-5 1F	6657-1157
・乳・卵のみアレルギー対応いたします。 ・土曜日の保育は、光の園保育学校で行います。 ・土曜日の延長保育を行っていません。									
d	ちゃのま保育園	満3か月以上	A型	○	3	6	10	横川4-9-8 1F	6240-4332
・0歳児クラスの認可定員は3名ですが、当面募集はしません。 ・小麦・大豆・ごま等のアレルギーには対応できません。(乳・卵のみ対応)									
e	キャリアー保育園東向島	生後57日以上	A型	○	2	5	5	東向島5-36-10	3613-5115
・土曜日の延長保育を行っていません。									
f	未来っ子保育園東向島園	生後57日以上	A型	□	3	8	8	東向島5-18-1 1F	3618-8270
・土曜日の延長保育を行っていません。									
g	ちゃのま保育園両国駅前園		A型	○		6	6	緑1-20-12-101	6659-6505
・小麦・大豆・ごま等のアレルギーには対応できません。(乳・卵のみ対応) ・土曜日の保育は、ちゃのま保育園で行います。									
h	ル・アンジェ両国保育園	生後57日以上	A型	○	3	8	8	両国1-17-6 1F	5669-0595
・土曜日の延長保育を行っていません。									

※1 延長保育 ○⇒午後7時15分まで □⇒午後7時45分まで

- ・小規模保育事業所では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。但し、キャリアー保育園東向島、未来っ子保育園東向島園、ル・アンジェ両国保育園では、障害をお持ちのお子様もお預かりできる場合があります。事前に保育園にご相談ください。
- ・アレルギー対応については、各園の調理施設の規模や構造、調理師の人数等により対応できない事があり、お弁当やおやつ等の持参をお願いする場合があります。詳細は各施設へお問い合わせください。

16. 家庭的保育事業所(保育ママ)

(1) 家庭的保育事業所(保育ママ)とは

子ども・子育て支援に関する制度に基づき、墨田区独自の基準を一部上乘せして認可した保育施設の事業です。家庭的保育事業者の自宅等で、家庭的雰囲気の中、最大5人までの少人数保育の特徴を生かした保育です。

◎家庭的保育事業所とは

保育士の有資格者又は都の指定機関での研修受講者を区が認可しています。

家庭的保育事業者1人につき1~3名(補助者がいる場合5名まで)のお子様をお預かりします。

※家庭的保育事業所(保育ママ)は、認可保育施設ですが、個人事業のため、保育園とは内容に異なる部分があります。

◎利用できる方

- ・家庭的保育事業所を利用される方は、保育の必要性の「3号認定」を受けている必要があります。
- ・生後43日以上3歳未満(4月1日現在)のお子様。
- ・家庭的保育事業所は保育の形態上、障害をお持ちのお子様はお預かりすることができませんのでご了承ください。

■休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始

■基本開所時間■ 午前8時30分~午後5時

■保育時間■ ①午前8時30分~午後4時30分又は②午前9時~午後5時
保育時間は①②いずれかを保護者の方に選択していただきます。
標準時間認定で入園を申込みられた場合でも、家庭的保育事業所に入室が決定した場合は、短時間保育認定(8時間)に変更していただきます。

■時間外保育■ 認可保育園の延長保育とは保育時間や料金が異なります。
選択した8時間の保育時間を超える場合は有料となりますが、利用可能時間内で時間外保育としてお預かりします。
料金は30分300円、1時間600円です。決められた日までに家庭的保育事業所にお支払いください。※利用可能時間以外はお預かりできません。

■同意書について■ 家庭的保育事業所の利用申込みには同意書の提出が必要です。同意書は家庭的保育事業者の疾病等により急きょ休止(閉室)になる可能性があることや、利用期間が限定されている(※2)等、家庭的保育事業所の特性をご理解いただき、利用申込みをしていただくためのものです。

■その他■

- ・給食(おやつ等含む)は、自園調理する家庭的保育事業所と近隣の保育園から給食を搬入する家庭的保育事業所があります。
自園調理の場合・・離乳食はできる限り初期食又は中期食から対応します。
宗教等で食材に制限がある場合や、食物アレルギー食はできる限り対応します。ただし、状況によりお弁当、おやつ等持参をお願いする場合があります。
- 給食搬入の場合・・おやつは搬入ではなく家庭的保育事業所で用意します。
離乳食の初期食、中期食はミルク対応、給食提供は後期食からとなります。
宗教等で食材に制限がある場合や、食物アレルギーのあるお子様は給食の提供ができないため、お弁当、おやつ等は家庭から持参をお願いします。
- ・保育料は認可保育施設の基準額に準じます。毎月、月末までに家庭的保育事業所に直接お支払いください。
- ・欠席やお弁当持参の場合でも保育料は1か月分かかります。
- ・家庭的保育事業者が研修、私用などで休暇を取る場合、連携園等で代替保育を行うため、いつもの保育室と異なる場所で保育することがあり、保護者の送迎ルートも変わることがあります。
- ・家庭的保育事業者の事情により長期間休止(閉室)する場合があります。なお、休止(閉室)による転所をご希望の際、利用調整において優先的な措置はありません。

(2) 家庭的保育事業所（保育ママ）一覧

令和5年11月1日現在

保育ママ氏名 (保育室名)	住所	定員	利用可能時間	給食	備考
鈴木 まり子 (かあかん家保育室)	八広3丁目	4	午前8時～午後5時30分 03-3616-4048	自園	
海野 礼子 (うーま保育室)	墨田2丁目	4	午前7時00分～午後6時30分 080-5505-5882	自園	令和6年3月31日で 保育室終了
日向 明子	緑3丁目	2	午前8時30分～午後5時00分	搬入	令和6年3月31日で 保育室終了
長谷山 嘉子 (はせやま保育室)	立花2丁目	3	午前8時～午後6時00分 080-5074-0578	自園	
山本 加代 (加代ママ保育室)	東向島2丁目 ※この住所内 で保育室変更 予定	5	午前8時30分～午後5時30分 090-1041-4282	自園	
石山 好子 (めだか保育室)	押上3丁目	5	午前8時～午後5時30分 080-4650-8943	自園	
山木 輝美 (はじめのいーぼ保育室)	京島3丁目	5	午前8時30分～午後5時00分 090-8882-2739	自園	
岸本 貴子 (つつみ保育室)	向島1丁目	5	午前8時～午後6時00分 03-6657-4104	自園	
梅村 玉三 (梅村保育室)	緑2丁目	4	午前8時30分～午後5時00分 090-3439-5868	搬入	令和6年3月31日で 保育室終了
花島 史葉 (花島保育室)	向島4丁目	5	午前8時30分～午後5時00分 090-1546-6337	搬入	
鈴木 恵美 (そらいろ保育室)	押上3丁目	2	午前8時30分～午後5時00分 090-5589-0398	搬入	令和7年3月31日で 保育室終了

※1 保育室の見学を希望される方は、利用可能時間の一覧に記載の電話番号に直接お申込みください。
(12:00～15:00の間にご連絡くださると助かります。この時間帯以外はつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。)

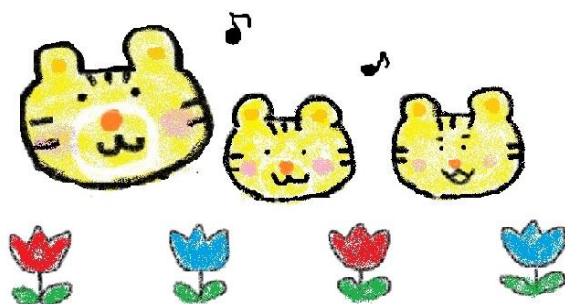
電話番号の記載がない保育室に関しては、下記お問合せ先までお電話ください。担当から家庭的保育事業所に連絡した後、家庭的保育事業所から改めてお電話します。

※2 家庭的保育事業者の定年等の事情により、1年又は2年のみの在室となる場合があります。

なお、保育室終了時点でクラス年齢が0・1歳である場合は、調整指数の条件番号13(P26参照)の対象とはなりませんのでご注意ください。

(お問い合わせ) 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区役所4階 子ども施設課保育係 Tel.03-5608-1248(直通)



17. 墨田区利用調整基準(選考基準)

※原則各入所月の締切日(P7 参照)を基準日とし利用調整を行います。

(1) 基準指数

提出書類(本書 P11 の「7.申込みの時に必要な書類」に記載のあるもの)を基に「保護者の状況」の「類型」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。「保護者の状況」が複数の「類型」に該当する場合、その複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

番号	保護者の状況		基準指数	
	類型	細目		
1	就労	外勤・自営	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	20
2			週5日以上 週37時間以上の就労を常態	18
3			週5日以上 週35時間以上の就労を常態	16
4			週4日以上 週30時間以上の就労を常態	14
5			週4日以上 週24時間以上の就労を常態	12
6			週3日以上 週18時間以上の就労を常態	10
7			週3日以上 週12時間以上の就労を常態	8
8		内職	週3日以上 日中週12時間以上を常態	6
9	妊娠	妊娠中(下記の「出産」に該当する期間を除く)の者		5
10	出産	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月の期間にある者		12
11	疾病又は負傷	入院	入所希望日から1か月以上の入院の予定	20
12		居宅内療養	寝たきり、精神性・感染性疾病	20
13			常時安静を要する場合、又は週3日以上通院・通所	14
14			上記以外の一般療養中	8
15	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持		20
16		身体障害者手帳3級		16
17		身体障害者手帳4級～6級		12
18	介護又は看護	寝たきりの者・心身障害者等の介護・看護・付添い 又は、週3日以上通院・通所・入院の付添い(指数は番号1～7を準用)		8～20
19		上記以外で介護・看護を必要とする場合		8
20	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20
21	求職活動 (内定を含む)	週5日以上 週40時間以上の就労を常態とするものに内定		12
22		週5日以上 週35時間以上の就労を常態とするものに内定		10
23		週3日以上 週12時間以上の就労を常態とするものに内定		6
24		上記以外の内定、又は就労先未定		4
25	就学・職業訓練	学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校、又は職業訓練校に通学 (指数は番号1～7を準用)		8～20
26		上記に内定している場合(指数は番号21～24を準用)		4～12
27	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められている場合		20
28	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの		20
29	その他	前各号に掲げるもののほか、保育施設の利用が必要であると認められる場合		4～20

◎ 基準指数についての注意事項

※ 休憩時間60分までは就労時間に算入します。

※ 「疾病又は負傷」に該当するには、病状内容確認書又は診断書において「保育不可であること」および「診療期間」の記載が必要です。

(2) 調整指数

・・・基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労又は就労内定しているとき。	6
2	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	4
3	保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	2
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を保育することが可能な祖父母がいないとき。	7
5	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に祖父母が居住しており当該児童を保育することが可能なとき。	3
6	ひとり親家庭に準すると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を保育することが可能な祖父母がいないとき。	5
7	ひとり親家庭に準すると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に祖父母が居住しており当該児童を保育することが可能なとき。	2
8	保護者が入院により保育に当たることができないとき（基準指数の細目が入院に該当する者に限る）。	3
9	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき（基準指数の類型が求職活動の者に限る）。	6
10	申込児童が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を保持する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合。	4
11	申込児童が、双子以上の児童であるとき（ともに新規入園の申込みの場合に限る）。	2
12	区内の家庭的保育事業所（保育ママ）及び区内の小規模保育事業所から認可保育園への転所を希望する場合。	1
13	2歳児クラス及び3歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合。	8
14	別々の認可保育施設に在所している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在所する認可保育施設への転所を希望するとき。（当該兄弟姉妹が条件番号13又は17に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する認可保育施設」とみなす。ただし、兄弟姉妹ともに区外の認可保育施設に在所している場合は対象外とする。）	7
15	兄弟姉妹が引き続き在所する認可保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。（当該兄弟姉妹が条件番号13又は17に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する認可保育施設」とみなす。ただし、当該兄弟姉妹が区外の認可保育施設からの転所を希望している場合は対象外とする。）	3
16	同時に2人以上の児童の認可保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。	1
17	転入又は区内での転居により、認可保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。	1
18	申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けているとき。	2
19	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までを保持するとき。	1
20	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき（介護・看護を行うことにより基準指数の番号1に到達できない者に限る）。	1
21	各申込み締切日時点で、保護者が産前・産後休暇又は育児休業を取得している場合で、復職を予定しているとき。（条件番号18に該当するものを除く。）なお、条件番号16に該当する場合、育児休業対象児童以外の児童にも適用する。	2
22	保護者の勤務実績が正規の勤務日数の50%以下であると判断される場合（直近3か月のうちひと月でも該当すれば適用する）。	-2
23	申込児童の祖父母が同居しており、当該児童を保育することが可能な場合。	-2
24	3か月以上の保育料の滞納がある場合（ただし、すでに当該滞納に対する納付相談を行い、分割納付等を開始し、かつ現在も分割納付等が継続している場合を除く）。	-5
25	墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯（転入予定者は除く）。	-1
26	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	1～5

◎ 調整指数についての注意事項

- ※ 番号4、5の「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭を指します。
例) 父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、DV防止法による保護命令等
- ※ 番号4～7の「近隣」とは、申込児童の居所から直線距離100m以内を指します。
- ※ 番号9の適用に、自己都合による退職は除きます。
- ※ 番号10の「同程度の障害」は、P12に記載の証明書が必要です。
- ※ 番号12と番号13の両方に該当する場合は、番号13が適用されます。
- ※ 番号12と番号17の両方に該当する場合は、番号12が適用されます。
- ※ 番号13と番号17の両方に該当する場合は、番号13が適用されます。
- ※ 番号13の「2歳児クラス及び3歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設」とは、横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、チェリッシュあおぞら保育園曳舟分園、家庭的保育事業所（保育ママ）及び小規模保育事業所を指します。
- ※ 番号13でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する（4月以降進級できるクラスがない）状態を指します。
- ※ 番号13に該当する場合は、番号16は適用されません。
- ※ 番号13、14は、墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯は対象となりません。
- ※ 番号17は、原則として直線距離2km以上の転居を理由としたものに適用されます。
- ※ 番号18は、保育施設受託証明書の添付が必要です。（ただし、認可外保育室等との契約書（保育施設受託証明書と同じ内容が記載されているもの）でも可）
- ※ 番号18と番号21の両方に該当する場合は、番号18が適用されます。
- ※ 番号21は、提出された就労証明書等の「育児休業の取得期間」で確認します。育児休業期間を延長した場合は、必ず育児休業証明書を提出してください。なお、基準指数の類型が「就労」の場合のみ適用されます。また、出生前の申込者については、就労証明書等により、締切日時点で取得予定と確認できる場合に適用されます。
- ※ 番号23は、64歳以下(令和6年4月1日現在)の祖父母と同居している場合で、その方の就労証明書、病状内容確認書等の保育をすることができない証明書類の提出がない場合に適用されます。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。(※1)

順位	項目	備考
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)	
2	保護者のいずれかの類型が存在しない	
3	保護者のいずれかが各月の申込み締切日時点で単身赴任中又は海外赴任中で、かつ入所希望日以降もその状態が継続する予定である	※2
4	申込児童と同居する親族(保護者含む)が身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を保持し、又は要介護の認定を受けている場合	
5	保護者が保育士、保育教諭もしくは放課後児童支援員として、月120時間以上勤務している場合、又は月120時間以上勤務予定の場合	保護者の両方が該当する世帯を上位とする
6	前年度の住民税が非課税である世帯	保護者の前年度(1月から3月までの入所選考にあたっては、当該年度)の区民税(市町村民税)所得割の合計金額により判定
7	前年度の区民税(市町村民税)所得割の合計額が48,600円未満の世帯 (保育料(利用者負担額)算定における所得階層区分がD5以下の世帯。ただし、非課税世帯に該当する世帯は除く。)	
8	父母の基準指数(調整指数を付する前の指数)の合計が高い世帯	
9	母の基準指数(調整指数を付する前の指数)が高い世帯	父子世帯の場合は父の基準指数
10	母の類型が以下に該当する 優先順位は ①就労 ②出産 ③妊娠 ④疾病・負傷 ⑤障害 ⑥介護・看護 ⑦災害復旧 ⑧求職活動 ⑨就学・職業訓練 の順とする	父子世帯の場合は父の基準指数
11	父の類型が以下に該当する 優先順位は ①就労 ②出産 ③妊娠 ④疾病・負傷 ⑤障害 ⑥介護・看護 ⑦災害復旧 ⑧求職活動 ⑨就学・職業訓練 の順とする	
12	新規入所(申込児童が墨田区の認可保育施設に入所していない)申込みである	※3
13	養育している子どもの人数の多い世帯	※4
14	保育料の滞納が無い世帯	
15	各申込み締切日時点で、墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯	保護者のうち期間の長い者で判定 ※5
16	保護者の前年度(1月から3月までの入所選考にあたっては、当該年度)の区民税(市町村民税)所得割の合計額が低い世帯	※6

◎優先順位についての注意事項

- ※1 父母以外の者が保護者の場合はそれぞれ読み替えて適用します。
- ※2 単身赴任又は海外赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用します。
- ※3 2歳児クラスで保育が終了する認可保育施設からの卒園及び3歳児クラスで保育が終了する認可保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合は新規入所申込として扱います。
- ※4 申込締切日時点で平成17年4月2日以降に生まれた子ども(出生前申込み児童を含む)の人数で計算します。
- ※5 区外に転出後、再転入しても、期間の通算はしません。最後に墨田区に転入した日から起算し判定します。
- ※6 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とします。区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は、適用されません。

18. よくあるご質問

Q1：公立・私立・公設民営保育園の違いはなんですか。保育料（利用者負担額）はそれぞれ違いますか。

A1：公立保育園は区が設置・運営しています。私立保育園は民間事業者や社会福祉法人などが設置・運営しています。そのため、私立保育園では、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれの特徴があります。公設民営保育園は、公立保育園の運営を民間事業者や社会福祉法人に委託しています。基本の月額保育料（利用者負担額）は、認可保育施設の種類による違いはありません。認可保育施設独自の事業など、基本の月額保育料以外にかかる費用については各認可保育施設にお問い合わせください。

Q2：募集のあるところにしか申込みできませんか。希望順位は選考に影響しますか。

A2：申込みの時点で募集がなくても、お申込みは可能です。急な退園などにより利用調整（選考）中に空きが生じることもあります。なお、「第一希望だから有利、第〇希望だから不利」、また、「第一希望のみだから有利」ということはありません。

Q3：入園の選考方法は、先着順ですか。抽選ですか。

A3：先着順や抽選ではなく、書類選考です。P25～26 の利用調整基準（選考基準）に基づき、提出された書類をもとに点数（指数）を付け、区の利用調整会議（選考会議）において世帯の点数の高い順に内定します。点数が同点となった場合は、P27 の優先順位により決定します。

Q4：入園の申込みをしましたが、入園ができませんでした。翌月以降も毎月申込みが必要ですか。

A4：申込書を受理してから、令和6年12月入所分までは申込書は有効なので、毎月の申込みは不要です。ただし、「希望認可保育施設の変更」「就労証明書上の育児休業期間を延長した」「就労状況の変更」「認可外保育室等に預け始めた」など、当初の申込時と状況が変わった場合は、各月締切日までに必要書類を提出してください。

Q5：入園できず待機していますが、認可保育施設に空きが出たら連絡は来ますか。保育施設利用調整結果（入所保留）通知書は、毎月送られてきますか。



← 募集数は[こちら](#)

A5：空きが出た場合の連絡は行っていません。内定した場合に電話連絡をします。また、保育施設利用調整結果（入所保留）通知書は申込みをした最初の月のみ送付します。それ以降のお知らせはしませんが、「保育の利用（認可保育施設への入所）の状況等についての照会」を申請された場合は文書で回答をお送りします。空き情報は、墨田区ホームページでも確認することができます。



← 保育利用状況照会は
[こちら](#)

Q6：子どもに障害があります。入園できますか。

A6：病状内容確認書（但し、医師が記載した診断書（コピー可）で、「集団保育が可能であること」が明記されたものでも可）が必要です。認可保育施設の設備・環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子様の状況について子ども施設課入園係にご相談ください。なお、特別な支援が必要なお子様については、お早めにご相談ください。また、来庁の際は必ず事前にご連絡ください。認可保育施設の受入態勢が整わず、入園ができない場合があります。また、医療的ケア対応が必要なお子様を対象とした居宅訪問型保育事業もあります。詳しくは、P10「居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）について」をご参照ください。

Q7：転所申込みをして内定したのですが、内定を辞退して元の認可保育施設に戻ることはできますか。

A7：4月（一次）の利用調整において、転所希望で内定した場合、現在在園中の認可保育施設には別の希望者が内定しているため、元の認可保育施設には戻れませんので、退園していただくことになります。転所の申込みを取り下げる場合は、各月の締切日までに必ずご連絡ください。詳細についてはP30「19.内定や入所・転所の辞退」をご参照ください。

Q8：1日の就労時間数はどのように計算するのですか。

A8：雇用契約の就労開始時間から終了時間まで（休憩時間1時間までは就労に算入）が基本です。

Q9：求職活動中で申し込んでいます。入園後働く予定ですが、何時間以上働かなければいけないのでしょうか。

A9：月48時間以上の就労が必要です。

Q10：入園後、子どもが認可保育施設に慣れるまで、短い時間から預け始めることはできますか。

A10：入園後、お子様が認可保育施設の生活に慣れるまで、短い時間から始めて、段階的に通常の保育時間にしていきます。「慣れるまで保育」「慣れ保育」などと呼んでいます。なお、保育する日数や時間によって保育料（利用者負担額）を減額することはできません。

Q11：認可保育施設は何時から何時まで預けることができますか。

A11：お子様をお預かりする時間は、内定した認可保育施設で面接を行い、認定の利用区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。「標準時間保育」の場合は、午前7時15分～午後6時15分までの間で最大11時間、「短時間保育」の場合は、午前9時～午後5時までの間で最大8時間です。これらの時間を超えて保育を必要とする場合は、それぞれ延長保育の対象となります。

Q12：保育料（利用者負担額）はどうやって決めるのでしょうか。

A12：お子様のクラス年齢と世帯（原則父と母）の区市町村民税額の合計で階層判定を行い、保育料（利用者負担額）を決定しますが、父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者（家計の主宰者）の課税額を含めて階層判定を行うこととなります。詳細についてはP31～33をご参照ください。

Q13：入園後、育児休業から復職する予定ですが、復職後の働き方に制約はありますか。

A13：育児休業中でお申込みの場合、育児休業から復職するときは、原則として、産休前と同一の勤務先及び勤務時間での復職が必要となります。ただし、「育児のための勤務時間の短縮」については、勤務先が制度として認めているものに限り利用できます。また、復職時の転職も認めていません。詳細についてはP16「12.産前・産後休暇、育児休業取得中の方へ」をご参照ください。

Q14：申込みをした後に保護者の状況が変わってしまった場合、内定取消になりますか。
（例、申込時に就労していた勤務先を退職した等）

A14：各入所月の締切日（P7参照）の状態をもとに指数を算定し、利用調整を行っているため、内定が取消しになります。ただし、一定の条件を満たせば、内定取消とならない場合もありますので、入園係にご確認ください。

Q15：4月1日に入所後すぐに第二子の出産が控えています。
里帰り出産するために4月1日から休園の制度を利用することができますか。

A15：入所した月の初日から休園制度を利用することはできません。認可保育施設は、保育の必要性を考慮して入所する児童を決めているため、入所月初日から利用することが前提となります。

Q16：認可定員と募集数が一致していないのは、なぜでしょうか。

A16：募集数は、認可定員、在籍児童数や退所・転所等の人数を考慮して算出していることから、認可定員と募集数は必ずしも一致するものではありません。

Q17：現在妊娠中です。出産前に申込みが必要ですか。

A17：令和5年11月22日から令和6年2月19日までに分娩予定の児童で、令和6年1月～4月（一次）の入所を希望される場合は出生前申込みが必要です。詳細についてはP8～9をご参照ください。

Q18：4月入所が可能な出生予定日ではなかったのですが、出生前申込みはできませんでしたが、受入可能な月齢で出産しました。4月（一次）の申込みはできますか。

A18：4月（一次）の申込みはできません。4月（二次）からの受付となります。

19. 内定や入所・転所の辞退

内定や入所の辞退をするときは、至急、子ども施設課入園係（Tel03-5608-6152）までご連絡ください。4月（一次）の辞退については、「保育施設内定辞退届」を提出してください。また、申込みを取り下げる際は「保育施設利用申込取下届」を提出してください。届出用紙は区のホームページからダウンロードできます。LoGo フォームより電子申請も可能です。

P34「23.電子申請ができる手続一覧」のQRコードをご利用ください。

※ 連絡及び届出が遅れますと、保育料（利用者負担額）が発生しますのでご注意ください。

※ 4月（一次）の転所については、申込締切日以降に申込みを取り下げることはできません。

※ 4月（一次）の転所を希望した場合、内定を辞退しても転所前の認可保育施設に戻ることはできません。

20. 認可保育施設を利用できる期間

認可保育施設は、保育の必要性があるお子様をお預かりする施設です。入所した後も保育が必要な状態が続いていることが保育施設を利用するための要件となります。入所後、認可保育施設を利用できる期間と必要書類は、次のとおりです。

支給認定証の有効期限とは、異なる場合がありますのでご注意ください。

入所時の 保育が必要な事由	認可保育施設を 利用できる期間	備考
就労	就労している期間	
申込児童の育児休業中	1 か月	※入所月の翌月 1 日までに復職し、復職証明書を提出してください。
求職活動	3 か月	※3か月以内に就労し、就労証明書を提出してください。
出産・妊娠	出産月の 2 か月後まで	※その後は保育要件がなくなり退所となります。引き続き利用したい場合は、就労や求職活動中等の保育要件が必要です。
就労内定	1 か月	※1か月以内に就労を開始し、就労証明書等を提出してください。
入院・疾病・介護	治療・介護に要する期間	
就学中	在学している期間	
その他上記に類する状態として区長が認める場合	保育を必要とする期間	

- ・ 「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合や、期日までに必要書類の提出がない場合は退所となります。
- ・ 入所した後も、毎年、次年度の継続通所の意思と保育の必要性を確認するための現況届（継続確認書・就労証明書等）を提出していただきます。
- ・ 育児休業中の方は「復職証明書」を、求職活動中又は就労内定の方は「就労証明書」を提出することにより、最長で就学前までの期間となります。期日までに提出がない場合は、退所となります。

21. 保育料(利用者負担額)

(1) 保育料の決定と支払いについて

保育料(利用者負担額)は、P33の「(6) 保育料(利用者負担額) 徴収基準額表」に従い、保護者の所得等の状況と、お子様のクラス年齢により決定します。

4~8月分の保育料は令和5年度区市町村民税、9~3月分の保育料は令和6年度区市町村民税をもとに計算します。毎月1日に在園していれば、その月分をお支払いいただきます。保育料は日割り計算をしないため、月の途中で退所しても1か月分の保育料がかかります。

退所する場合は、退所する月の10日までに届出が必要です。

(2) 保育料の決定と支払いに必要な書類

①住民税課税(非課税)証明書(扶養義務のある方全員分)

※入所申込時に提出済みの場合は再提出不要です。

・前期保育料(4月~8月分の保育料)

住民登録の有無	令和5年度 住民税の 申告の有無	提出する書類
令和5年1月1日現在、 墨田区に住民登録があった方 (墨田区で課税されている方)	申告済み	提出書類はありません。 (当区の税務課に課税状況を照会します)
	未申告	令和5年度の税申告をした後、子ども施設課入園係までご連絡ください。
令和5年1月1日現在、 墨田区に住民登録がなかった方	申告済み	マイナンバー制度による情報連携の開始により原則提出不要となりました。なお、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は従前どおり課税証明書をご提出いただく場合があります。
	未申告	住民登録があった区市町村で令和5年度の税申告をした後、子ども施設課入園係までご連絡ください。
	日本国外に 居住していた 方	令和4年分の収入金額及び控除金額を収入申告書(区書式)に日本円(令和4年の平均レート)で記入のうえ、収入金額及び控除金額等が分かる書類(会社発行の給与支払証明書、給与明細書等)を添付して提出してください。

・後期保育料(9月~3月分の保育料)

住民登録の有無	令和6年度 住民税の 申告の有無	提出する書類
令和6年1月1日現在、 墨田区に住民登録がなかった方	申告済み	マイナンバー制度による情報連携の開始により原則提出不要となりました。なお、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は従前どおり課税証明書をご提出いただく場合があります。
	未申告	住民登録があった区市町村で令和6年度の税申告をした後、子ども施設課入園係までご連絡ください。
	日本国外に 居住していた 方	令和5年分の収入金額及び控除金額を収入申告書(区書式)に日本円(令和5年の平均レート)で記入のうえ、収入金額及び控除金額等が分かる書類(会社発行の給与支払証明書、給与明細書等)を添付して提出してください。

■納入方法■

- ・保育料の納期限（口座振替日）は、その月の末日です。末日が土日・祝日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に口座振替を行います。
- ・残高不足等で口座からの振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、翌月分と一緒に振替をします。（2か月分の保育料振替が限度となります）
- ※ 保育料をお納めいただけない場合は、地方税と同様に滞納処分（給与等の差し押さえ）をすることがあります。お支払い忘れのないようご注意ください。
- ※ 幼保連携型認定こども園共愛館保育園、興望館こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、居宅訪問型保育事業の納入方法については、各施設にお問合せください。

■注意事項■

- ・住民税が未申告又は確認できない場合、保育料（利用者負担額）はD23階層（最高額）となります。必ず申告をしてください。
- ・住民税の申告をしたかご不明の場合は、申告の有無を課税対象となる自治体の担当部署（墨田区の場合は税務課課税係）にご確認ください。
- ・住民税課税（非課税）証明書に代えて住民税決定通知書を提出していただいても構いません。ただし、すべての所得に対する税額が記載されている場合に限りです。

②保育料口座振替依頼書

入所内定後に専用の用紙をお渡しします。ご記入後、金融機関で手続きが必要です。金融機関の確認印があるものを提出してください。

(3) 所得割額の算定について

保護者等が以下の①から④に該当する場合、現に子どもを監護している保護者等の所得割の額をもって算定します。（父母以外（祖父母等）の家計の主宰者や内縁者が存在する場合を除く。）

該当する場合には、子ども施設課入園係までご連絡ください。

- ① 別居中かつ離婚調停中等
- ② 別居中かつDVにより裁判所からの保護命令が出ている等
- ③ 行方不明で捜索願の届出をしている場合
- ④ 拘禁状態の場合

父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者（家計の主宰者）の区市町村民税額を含めて階層判定を行います。

(4) 幼児教育・保育無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始しました。墨田区内の認可保育施設における変更点は、以下のとおりです。なお、無償化に伴い、新たに行っていただく手続きはありません。

- 【対象】
- ・3歳児クラスから5歳児クラスの子ども
 - ・住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子ども

- 【実施内容】
- ・令和元年10月以降の保育料（利用者負担額）が無償になります。
 - ・延長保育、スポット延長保育は、無償化の対象にはなりません。

(5) 保育所等利用多子世帯負担軽減事業について

保育所等利用多子世帯負担軽減事業の開始に伴い、保護者が監護し、生計が同一の子どもであれば第2子以上（兄弟姉妹の数え方に年齢制限はありません。）の保育料（利用者負担額）は無償となります。なお、本制度は東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の補助金を使用して行うものです。今後、都の当該事業が終了する場合があります。その場合、子どもの数え方を就学前の範囲内で算定することとなり、第2子の保育料は、第1子の半額、第3子以降の保育料は無償となります。

(6) 保育料（利用者負担額）徴収基準額表

<令和6年度>

※保育料（利用者負担額）は、お子様のクラス年齢と世帯（原則父と母）の市区町村民税の合計で階層を決定します。

（単位 円）

階層	区民税等の条件 ※区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は、適用されません。	保育料(月額)				公立保育園、公立認定こども園及び公設民営保育園の延長保育料(月額)						
		0～2歳児			3～5歳児	0～2歳児	3歳児	4、5歳児	0～2歳児	3歳児	4、5歳児	
		第1子		第2子以上								第1子・第2子
		標準時間	短時間		標準時間			短時間				
				1日1時間の場合の月額保育料			短時間保育の前後の30分単位					
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	0	0	0	0	200	200	200	100	100	100	100
C	区民税均等割のみ	3,700	3,100	0	0							
D1	区民税所得割 5,000円未満	4,000	3,400	0	0	1,000	1,000	1,000	400	400	400	400
D2	5,000～10,000円未満	4,800	4,000	0	0							
D3	10,000～23,200円未満	9,400	7,900	0	0							
D4	23,200～36,400円未満	11,400	9,500	0	0	1,300	1,300	1,300	550	550	550	550
D5	36,400～48,600円未満	12,700	10,600	0	0							
D6	48,600～72,800円未満	19,900	16,600	0	0	2,000			850			
D7	72,800～97,000円未満	24,300	20,300	0	0	2,400	1,900	1,800	1,050	750	750	750
D8	97,000～115,000円未満	27,700	23,100	0	0	2,700			1,150			
D9	115,000～133,000円未満	30,200	25,200	0	0	3,000	2,000	2,000	1,250	850	850	850
D10	133,000～151,000円未満	32,500	27,100	0	0	3,200	2,300	2,200	1,350	950	900	900
D11	151,000～169,000円未満	34,900	29,100	0	0	3,400	2,400	2,400	1,450	1,000	1,000	1,000
D12	169,000～185,500円未満	37,900	31,600	0	0	3,700	2,600		1,550	1,050		
D13	185,500～202,000円未満	40,000	33,400	0	0	4,000	2,700		1,650	1,100		
D14	202,000～218,500円未満	41,800	34,900	0	0	4,100	2,800		1,700	1,150		
D15	218,500～235,000円未満	43,900	36,600	0	0	4,300	3,000		1,800	1,200		
D16	235,000～251,500円未満	46,600	38,900	0	0	4,600	3,100	2,500	1,900	1,250	1,050	1,050
D17	251,500～268,000円未満	48,400	40,400	0	0	4,800			2,000			
D18	268,000～284,500円未満	50,000	41,700	0	0	5,000			2,050			
D19	284,500～301,000円未満	51,800	43,200	0	0	5,100			2,150			
D20	301,000～349,000円未満	56,800	47,400	0	0	5,600	3,200	2,600	2,350	1,300	1,100	1,100
D21	349,000～397,000円未満	63,400	52,900	0	0	6,300			2,600			
D22	397,000～443,600円未満	69,200	57,700	0	0	6,900			2,850			
D23	443,600円以上	73,800	61,500	0	0	7,300			3,050			

- 4～8月分の保育料は令和5年度区市町村民税、9～3月分の保育料は令和6年度区市町村民税をもとに計算されます。
- 延長保育については、小学校就学前の範囲内で、最年長の子ともその下の子は第1子・第2子の保育料が適用され、第3子以降の保育料は無償となります。
- 私立認可保育園（公私連携型を含む）、私立認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）の延長保育は、各施設の自主事業として行っているため、上記基準額表の延長保育料と異なる場合があります。また、公立保育園等で適用される延長保育料の減免等が適用にならない場合があるため、各施設に直接ご確認ください。
- 家庭的保育事業所（保育ママ）は短時間のみ利用となります。

22. 公立・公設民営認可保育園の延長保育

延長保育の利用を希望する方は、入園の申込みとは別に入園内定後、各月の締切日までに、通園する保育園に直接お申込みください（転園の場合も、転園先でのお申込みが必要です。）。

なお、延長保育を行っている保育園に入園（転園）が決定しても、希望者が定員を超えた場合は選考となり、すぐに延長保育を利用できないことがありますので、予めご了承ください。

また、区外にお住まいの方は延長保育の利用はできません。

■延長保育の利用基準■

標準時間保育の延長保育は、1歳の誕生日が属する月から利用できます。両親がともに仕事で週3日以上、お迎えの園到着時刻が午後6時15分を過ぎる方が選考の対象になります。短時間保育の延長保育は、送迎時刻が短時間保育の時間帯を超える方が選考の対象になります。申込みには園到着時刻（送迎時刻）が確認できる書類が必要です。延長保育料は、標準時間保育は1時間単位、短時間保育は30分単位の月額です。

■スポット延長保育■

- ・公立保育園：午後7時15分まで
- ・公設民営園：午後8時15分まで ※すみだ保育園は午後7時15分まで

通常の延長保育（月単位）とは異なり、保護者の急な残業などの場合に、1日単位で利用できます。延長保育を行っている保育園に当日空きがある場合、1時間単位でお申込みができます（すみだ保育園は30分単位で利用できます）。申込方法等については各園にお問合せください。

※ 延長保育を行っていない園があります。P17～24に記載した各保育施設の一覧表でご確認ください。

※ 標準時間のスポット延長保育は、1歳の誕生日が属する月から利用できます。

◆私立認可保育園（公私連携型を含む）、私立認定こども園、小規模保育事業所の延長保育及び家庭的保育事業所（保育ママ）の時間外保育については、各施設にお問合せください。

23. 電子申請ができる手続一覧

以下の申請〔○〕は「電子申請」が可能です。ご利用ください。

(1) マイナポータル（ぴったりサービス）で行うことができる手続き

○教育・保育給付認定兼保育施設（入所・転所）の申込み

※ 申請にはマイナンバーカードとパソコン（ICカードリーダーを含む）又はスマートフォン（一部機種のみ）が必要です。

※ 電子申請で認可保育施設の利用申込みをする場合は、必要書類を写真（画像）又はPDFファイル形式に変換し提出してください。

※ 申込みに関する注意事項について、P6「4.入所（転所）の申込みについて」をご確認ください。

〔申請方法〕

①区市町村を選択 ⇒ 「墨田区」 ②検索条件を設定 ⇒ ③「子育て」で検索「認可保育施設の入所（転所）の申込み（電子申請）」



申請は
こちらから

(2) LoGo フォームで行うことができる手続き一覧

○希望認可保育施設（希望園）変更届

○保育施設利用申込取下げ届

○保育施設内定辞退届

○保育施設退所届

○保育の利用（認可保育施設への入所）の状況等についての照会

〔申請方法〕

・カテゴリ検索 ⇒ 「060_子育て・教育」

・キーワード検索 ⇒ 該当の手続きのキーワードを入力（例：「希望園」）



申請は
こちらから

24. 保活に関する相談・問合せ先(保育コンシェルジュ)

お子様を保育園などに預けたいとお考えの方の個別のニーズや、それぞれの状況に適した保育サービスをご案内するため、「保育コンシェルジュ」が区役所 1 階おひさまルームでご相談をお受けします。各種保育サービスの違いや、保活の取り組み方などをわかりやすく説明しますので、保育施設に申込み前にぜひ一度ご相談ください。相談日時などの詳細は、お問合せください。(おひさまルーム(保育コンシェルジュ) 03-5608-6380、子育て支援課子育て計画担当 03-5608-6084)

25. 子育てに関する問合せ先

令和5年11月1日現在

内容	担当	電話
子育て総合相談・緊急一時保育など	子育て支援総合センター※1	5630-6351
年末保育	子ども施設課保育係	5608-6161
一時保育・一時預かり	あおやぎ保育園※2	3614-6789
	押上保育園	3623-6030
	亀沢保育園	3624-7781
	横川さくら保育園(2歳児クラスまで)	5608-4525
	こひつじ保育園	5600-1212
	わらべみどり保育園	5638-1551
	両国・なかよし保育園	5638-5835
	杉の子学園保育所	3619-4152
	グローバルキッズ押上園	5608-3334
	墨田みどり保育園	3624-4508
	墨田みどり保育園分園	6240-4917
	タムスわんぱく保育園墨田	6658-5921
	クローバーこども園	6657-1622
	文花子育てひろば保育室	6661-8177
	両国子育てひろば保育室	3621-6525
	はなみずき保育室	4283-9725
	そらまめ東あずま駅前園	6657-0936
	子育てひろば・かあかのおうち	3614-5016
	本所地域プラザ	6658-4601
八広地域プラザ	6657-1180	
子育てステーションこだち	080-8026-2675	
休日保育(あおやぎ保育園※) (亀沢保育園)	子ども施設課入園係	5608-6152
ファミリー・サポート	すみだファミリー・サポート・センター	5608-2020
保育コンシェルジュ	子育て支援課 保育コンシェルジュ	5608-6380 (直通) 5608-6084 (子育て支援課)
子育てひろば・子育て相談	両国子育てひろば	3621-6455
	文花子育てひろば	5630-6027
手当・医療費助成等	子育て支援課児童手当・医療助成係	5608-6160

※1 子育て支援総合センターは令和6年度中に移転する予定です。それに伴い、電話番号も変更となる予定です。

※2 あおやぎ保育園は令和6年4月1日から公私連携型保育所あおやぎ保育園に変更となります。

26. その他の保育サービスのご案内

(1) 認証保育所

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都独自の基準により認証した保育所です。13 時間以上の開所を行っています。申込み方法等は各園に直接お問合せください。

※助成金のお問合せ：子ども施設課保育係（Tel03-5608-1583）

令和5年11月1日現在

保育園名	年齢	住所	電話
心夢（ここむ）保育園	生後3か月～就学前	太平3-19-1 2F	3626-2001
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	生後1か月～就学前	堤通2-8-2	3616-0611
こすもす保育園	生後3か月～就学前	錦糸1-14-7	5819-4588
ポピンズナーサリースクールすみだ	生後57日～就学前	太平4-1-2 初々2F	5637-2137
ゆらりん曳舟保育園（令和6年3月31日で閉園予定）	生後57日～2歳	京島1-38-1-107	5631-6888
マミーズエンジェル墨田みなみ保育園	生後43日～就学前	亀沢4-24-13	3621-8825
保育園夢未来錦糸町園	生後43日～就学前	太平3-3-12	5637-8737

- ※ 墨田区内外の認証保育所を月極契約で利用される保護者の方に、認可保育園に入園した場合の保育料（月額）との差額に応じて助成金を交付する制度があります。助成額には上限があります。また、区内に住所があることなどの条件があります。詳細については墨田区ホームページをご確認ください。



←認証保育所に関する墨田区のホームページはこちら

(2) 定期利用保育

パートタイム勤務や短時間就労等の保護者の方で保育が必要な方のためのものです。健康で集団保育が可能な児童で一定程度（1か月以上）継続的に保育が必要なお子様を、保護者の就労形態等に対応してお預かりします。詳細は各施設にお問い合わせください。

令和5年11月1日現在

名称	対象年齢	住所	電話
両国子育てひろば保育室	生後6か月～2歳	横綱1-2-13	3621-6525
墨田みどり保育園	生後12か月～2歳	亀沢3-7-11	3624-4508
墨田みどり保育園分園	生後12か月～2歳	亀沢3-6-1	6240-4917
そらまめ東あずま駅前園	生後2か月～2歳	立花2-26-2	6657-0936
はなみずき保育室	生後6か月～2歳	八広3-7-18	4283-9725
タムスわんぱく保育園墨田	生後3か月～2歳	亀沢3-24-1	6658-5921
クローバーこども園	生後6か月～2歳	八広1-16-22	6657-1622

(3) 認可外保育施設

東京都福祉局のホームページ等で確認し、詳細は各施設に直接お問合せください。



←東京都福祉局のホームページはこちら

(4) 病児・病後児保育

お子様が、病気の症状の急変は認められないが回復期に至っていない、もしくは病気回復期のいずれかの状態で、保育園等に通えないとき、以下の制度がご利用できます。ご利用の際は、医師が記入した「診療情報提供書」をご用意ください。

■施設型病児・病後児保育■

申込み・お問合せ：東京都立墨東病院病児・病後児保育室
「水辺の病児・病後児保育室さくら」(TEL03-3633-7157)

事前登録制で、墨田区子育て支援課(区役所4階)又は、
東京都立墨東病院病児・病後児保育室(江東橋4-23-15
墨東病院保育棟2階)で受け付けています。詳細は区ホームページをご確認ください。



↑区ホームページはこちら

■訪問型病後児(軽症病児)保育■

申込み・お問合せ：「はぐ(Hug)」事務局(TEL03-3616-5371)

すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」では、病後児サポーターがご自宅を訪問して、
病気回復期のお子様を保育します(要事前登録。登録料1,000円)。



MEMO



ひと、つながる。
墨田区

令和6年用（令和6年1月～令和6年12月入所）

【認可】
保育施設利用申込みのご案内